

第3章

災害応急対策

目次

第1節	防災気象情報の伝達	97
第1	目的	97
第2	防災気象情報（仙台管区气象台）	97
第3	水防警報及び決壊等（被害情報）の通報（県土木事務所）	105
第4	土砂災害警戒情報の伝達（県土木事務所・仙台管区气象台）	105
第5	気象警報等の伝達（総務班・県土木事務所）	105
第2節	情報の収集・伝達	107
第1	目的	107
第2	情報収集・伝達（総務班・農林建設班・健康福祉班・県土木事務所）	107
第3	異常現象を発見した場合の通報（総務班・白石警察署）	111
第3節	通信・放送施設の確保	112
第1	目的	112
第2	防災行政無線（総務班）	112
第3	消防無線通信施設（仙南消防本部）	112
第4	警察情報通信施設（白石警察署）	112
第5	災害時の通信連絡（総務班・東北総合通信局・日本郵便(株)・東日本電信電話(株)）	113
第4節	災害広報活動	115
第1	目的	115
第2	社会的混乱の防止（総務班）	115
第3	町の広報（総務班）	115
第4	広報実施方法（総務班）	116
第5	安否情報（総務班）	117
第6	防災関係機関の広報（警察、その他）	117
第5節	活動体制の確立	118
第1	目的	118
第2	初動対応の基本的考え方（全班）	118
第3	町職員の配備体制（全班）	118
第4	配備の決定（全班）	119
第5	職員の動員（全班）	119
第6	動員の報告（総務班）	120
第7	消防本部の動員（仙南消防本部）	120
第8	消防団の動員（総務班・消防団）	120
第9	消防団の活動（総務班）	120
第10	防災関係機関の活動（総務班）	120

第6節	災害対策本部の設置等	122
第1	目的	122
第2	警戒本部の設置（全班）	122
第3	災害対策本部の設置（全班）	122
第4	実施責任者（総務班）	122
第5	災害対策本部の組織及び所掌事務（全班）	122
第6	本部員会議の開催（総務班・全班）	128
第7	現地災害対策本部の設置（総務班・全班）	128
第8	防災関係機関との連携（総務班・全班）	128
第9	災害対策本部の解散（総務班・全班）	128
第7節	警戒活動	129
第1	目的	129
第2	警戒体制（総務班）	129
第3	水防活動（総務班）	129
第4	土砂災害警戒活動（総務班）	129
第5	ライフライン、交通等警戒活動（農林建設班）	129
第8節	相互応援活動	130
第1	目的	130
第2	市町村間の相互応援活動（総務班）	130
第3	県内消防機関の相互応援活動（総務班・仙南消防本部）	131
第4	他都道府県からの応援活動（県）	131
第5	消防機関の相互応援活動（総務班・仙南消防本部）	131
第6	緊急消防援助隊の応援要請（総務班・仙南消防本部）	132
第7	地域内の防災関係機関の応援協力（総務班）	132
第8	警察災害派遣隊の応援活動（白石警察署）	132
第9	広域的な応援体制（総務班）	133
第10	受入れ体制の確保（総務班）	133
第11	他県等への応援体制（総務班）	133
第9節	災害救助法の適用	134
第1	目的	134
第2	災害救助法の適用基準（総務班）	134
第3	災害救助法の適用手続（総務班）	134
第4	救助の種類（総務班）	135
第5	救助の実施の委任（総務班）	136
第10節	自衛隊の災害派遣	137
第1	目的	137
第2	災害派遣の要請（総務班）	137
第3	県・町と自衛隊との連絡（総務班）	139

第4	災害部隊の活動内容（総務班）	139
第5	派遣部隊の受入れ体制（総務班）	140
第6	派遣部隊の撤収（総務班）	141
第7	経費の負担（総務班・出納班）	141
第11節	救急・救助活動	142
第1	目的	142
第2	町の活動（健康福祉班）	142
第3	消防機関の活動（仙南消防本部・消防団）	143
第4	警察活動（白石警察署、駐在所）	143
第5	住民及び自主防災組織等の活動（自主防災組織）	143
第6	緊急消防援助隊の応援要請（仙南消防本部）	144
第7	火山災害の現場における救出（ふるさと振興班・消防団）	144
第8	救急・救助活動への支援（ふるさと振興班）	144
第9	惨事ストレス対策（健康福祉班・仙南消防本部）	144
第12節	医療救護活動	145
第1	目的	145
第2	医療救護班の設置・編成（健康福祉班・七ヶ宿町国保診療所）	145
第3	医療救護所の設置（健康福祉班・七ヶ宿町国保診療所）	145
第4	医療救護活動の実施（健康福祉班・七ヶ宿町国保診療所）	145
第5	医薬品等及び輸血用血液の調達（健康福祉班・七ヶ宿町国保診療所）	146
第6	災害時後方医療体制（健康福祉班・七ヶ宿町国保診療所）	146
第7	負傷者の搬送（健康福祉班・七ヶ宿町国保診療所）	146
第8	医療活動に関する広報（健康福祉班・七ヶ宿町国保診療所）	146
第9	在宅要医療患者の医療救護体制（健康福祉班・七ヶ宿町国保診療所）	146
第13節	交通・輸送活動	148
第1	目的	148
第2	緊急輸送の実施（総務班）	148
第3	車両等の確保（総務班・ふるさと振興班・農林建設班）	149
第4	受け入れ態勢の整備（総務班）	149
第5	交通の確保（白石警察署・総務班・農林建設班）	149
第6	ヘリコプターによる搬送（総務班）	152
第14節	避難活動	153
第1	目的	153
第2	避難の勧告または指示（総務班・白石警察署）	153
第3	避難の勧告または指示の内容及び周知（総務班・白石警察署）	155
第4	避難誘導（町民税務班・健康福祉班・白石警察署・消防団）	156
第5	避難所の開設及び運営（町民税務班・自主防災組織）	157
第6	避難長期化への対処（町民税務班・健康福祉班）	160

第7	帰宅困難者対策（総務班）	161
第8	孤立集落の安否確認対策（総務班）	162
第9	広域避難者への支援（県）	162
第10	在宅避難者への支援（総務班）	163
第11	火山災害の警戒避難対策（総務班）	163
第15節	応急住宅等の確保	165
第1	目的	165
第2	応急仮設住宅の建設（農林建設班）	165
第3	建築資材の調達（農林建設班）	165
第4	対象者及び入居予定者の選定（農林建設班）	165
第5	応急住宅の維持管理と運営（農林建設班）	165
第6	公営住宅の活用等（農林建設班）	166
第7	民間賃貸住宅の活用等（農林建設班）	166
第8	応急仮設住宅等の入居者等への支援体制の整備（農林建設班）	167
第9	住宅の応急修理（農林建設班）	167
第10	要配慮者への対策（農林建設班）	167
第11	支援制度に関する情報提供（農林建設班）	167
第16節	相談活動	168
第1	目的	168
第2	町の相談活動の内容（総務班・町民税務班・健康福祉班）	168
第3	相談窓口の設置（総務班・町民税務班・健康福祉班）	168
第17節	要配慮者・避難行動要支援者への支援活動	169
第1	目的	169
第2	高齢者・障がい者等への支援活動（健康福祉班）	169
第3	外国人への支援活動（町民税務班）	171
第4	旅行者への支援活動（ふるさと振興班）	171
第18節	愛玩動物の収容対策	172
第1	目的	172
第2	被災地域における動物の保護（町民税務班）	172
第3	避難所における動物の適正な飼育（町民税務班）	172
第19節	食料・飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	173
第1	目的	173
第2	食料（総務班・健康福祉班）	173
第3	飲料水（農林建設班）	176
第4	生活物資（総務班・ふるさと振興班・健康福祉班・日本赤十字社）	177
第5	義援物資の受入れ・配分（総務班・ふるさと振興班・健康福祉班）	178
第6	燃料の調達・供給（総務班）	179
第20節	防疫・保健衛生活動	180

第1	目的	180
第2	防疫（健康福祉班）	180
第3	保健対策（健康福祉班）	180
第4	食品衛生活動（健康福祉課班）	182
第21節	遺体等の搜索・処理・埋葬	183
第1	目的	183
第2	遺体等の搜索（町民税務班・白石警察署・仙南消防本部・消防団）	183
第3	遺体の検視（遺体見分）・収容（町民税務班・警察署）	183
第4	遺体の火葬、埋葬（町民税務班）	184
第22節	廃棄物処理活動	185
第1	目的	185
第2	災害廃棄物の処理（農林建設班・町民税務班）	185
第3	処理体制（農林建設班・町民税務班）	185
第4	処理方法（農林建設班・町民税務班）	186
第5	事業者の処理責務（事業所）	186
第23節	社会秩序の維持活動	187
第1	目的	187
第2	生活必需品の物価監視（総務班・ふるさと振興班）	187
第3	警察の活動（白石警察署）	187
第24節	教育活動	189
第1	目的	189
第2	避難措置（教育班・学校長・保育所長）	189
第3	学校等施設等の応急措置（教育班・学校長）	190
第4	教育の実施（教育班・学校長）	190
第5	心身の健康管理	191
第6	学用品等の調達（教育班・学校長）	191
第7	給食（教育班・学校長）	191
第8	学校等教育施設が地域の避難場所・避難所になった場合の措置（教育班・学校長）	192
第9	災害応急対策への生徒の協力（教育班・学校長）	192
第10	文化財の応急措置（教育班・学校長）	192
第25節	防災資機材及び労働力の確保	193
第1	目的	193
第2	緊急使用のための調達（総務班・農林建設班）	193
第3	労働者の確保（総務班・ふるさと振興班・農林建設班）	193
第4	応援要請による技術者等の動員（総務班・ふるさと振興班・農林建設班）	193
第5	従事命令等による応急措置の業務（総務班・ふるさと振興班・農林建設班）	194
第6	労働の配分（総務班・ふるさと振興班・農林建設班）	195

第 26 節	公共土木施設等の応急復旧	196
第 1	目的	196
第 2	道路施設（農林建設班）	196
第 3	河川管理施設（農林建設班）	197
第 4	砂防・地すべり・治山関係施設（農林建設班）	197
第 5	ダム施設（ふるさと振興班・県土木事務所・東北地方整備局）	197
第 6	公園施設（ふるさと振興班）	197
第 7	農地・農業施設（農林建設班）	197
第 8	廃棄物処理施設（町民税務班・仙南地域広域行政事務組合）	198
第 9	被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施（農林建設班）	198
第 27 節	ライフライン施設等の応急復旧	200
第 1	目的	200
第 2	水道施設（農林建設班）	200
第 3	公共下水道施設（農林建設班）	201
第 4	電力施設（東北電力(株)）	201
第 5	ガス施設（液化石油ガス販売事業者・（一社）宮城県 L P ガス協会）	202
第 6	電信・電話施設（東日本電信電話(株)）	204
第 28 節	農林業の応急対策	206
第 1	目的	206
第 2	農業用施設（農林建設班）	206
第 3	林道、治山施設（農林建設班）	206
第 4	農産物業（農林建設班）	206
第 5	林産物業（農林建設班）	210
第 29 節	二次災害・複合災害防止対策	211
第 1	目的	211
第 2	二次災害の防止活動	211
第 3	風評被害等の軽減対策	212
第 30 節	応急公用負担等の実施	213
第 1	目的	213
第 2	応急公用負担等の権限（総務班・仙南消防本部・消防団・白石警察署・自衛隊）	213
第 3	公用令書の交付（総務班）	214
第 4	損失補償及び損害補償等（総務班）	215
第 31 節	ボランティア活動	216
第 1	目的	216
第 2	災害ボランティアセンターの設置（健康福祉班）	216
第 3	一般ボランティアとの連携（健康福祉班）	217
第 4	専門ボランティアとの連携（健康福祉班）	217
第 32 節	災害種別応急対策	218

第1	火災応急対策（総務班・仙南消防本部・消防団・自主防災組織・婦人防火クラブ・事業所・住民）	218
第2	林野火災応急対策（総務班・仙南消防本部・消防団・自主防災組織）	220
第3	危険物等災害応急対策（仙南消防本部・施設管理者）	222
第4	航空事故応急対策（総務班・仙南消防本部・消防団・白石警察署）	224
第5	道路災害応急対策（総務班・農林建設班・仙南消防本部・消防団・白石警察署）	225

第1節 防災気象情報の伝達

《担当部局：総務班・仙台管区気象台・仙南地域広域行政事務組合消防本部・県大河原土木事務所》

第1 目的

気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。また、円滑な応急対策活動を実施するため、各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

【資料6-7】住民への情報伝達の流れ

第2 防災気象情報（仙台管区気象台）

1 仙台管区気象台が発表する防災気象情報等

仙台管区気象台は、気象・地象・水象等の観測結果に基づき特別警報・警報・注意報及び気象情報（以下これらを防災気象情報という。）を発表し、町等の防災機関等が行う防災対応や住民の自主的防災行動に資するため、防災気象情報を防災機関等に伝達するとともに、これら機関や報道機関の協力を得て住民に周知できるよう努める。

なお、町が大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合、直ちに公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。

その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮するとともに、住民にとってわかりやすく伝達するよう努める。

また、仙台管区気象台は、情報伝達を円滑に行うため防災気象情報等に関する連絡会を開催し、情報内容等の理解の促進を図る。

消防庁は、気象庁から受信した風水害に関する情報等を、全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、地方公共団体等へ伝達する

（1）気象業務法に基づき、仙台管区気象台が発表する防災気象情報

種 類		概 要
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注 意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害の発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着雪(氷)注意報	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるときに発表される。

注 意 報	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のため農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。
	気象情報	台風の影響及び大雨や大雪等が予想される場合には、気象の実況や今後の予想の解説を行い、注意・警戒を喚起するために発表される。気象情報の種類は以下のとおり。 (1) 予告的な情報 ① 特別警報・警報・注意報に先立ち、半日から数日前に予想される現象について注意を喚起する場合 ② 少雨、長雨、低温、日照不足等が長期間持続し、社会的に大きな影響のおそれがある場合 (2) 特別警報・警報・注意報を補完する気象情報 特別警報・警報・注意報の発表後、気象経過や現在の状況、予想の解説、防災上の警戒事項等を解説する場合
	土砂災害警戒情報	県と仙台管区気象台が共同で発表する情報で、大雨警報または大雨特別警報発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村(仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域)ごとに発表される。
	竜・注意情報	積乱雲の下で発生する竜・、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜・等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、県単位(竜・の目撃情報を活用した場合は一次細分区域単位)で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。
	記録的短時間 大雨情報	県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)または、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)した時に、府県気象情報の一種として発表される。 記録的短時間大雨情報は、1時間雨量が100ミリ以上を観測した場合に発表される。

(注1) 特別警報・気象警報・注意報基準は別表1～6のとおり。

(注2) 大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村(仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域)ごとに発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(注3) 地面現象特別警報・警報・注意報は、その特別警報・警報・注意報事項を気象特別警報・気象警報・気象注意報に含めて行う。

浸水警報及び注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

(注4) 水防活動の利用に適合する(水防活動用)気象、高潮、洪水及び津波についての注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

(水防活動用)警報・注意報の一覧は別表7のとおり。

(別表1) 特別警報発表基準

(平成25年8月30日現在)

現象の種類	基準		過去の対象事例
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		平成24年7月九州北部豪雨 (死者行方不明者32人) 平成23年台風第12号 (死者行方不明者98人)
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	昭和34年台風第15号(伊勢湾台風) (死者行方不明者5,000人以上) 昭和9年室戸台風 (死者行方不明者3,000人以上)
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		—
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		昭和56年豪雪 (死者行方不明者152人) 昭和38年1月豪雪 (死者行方不明者231人)

(別表2) 警報・注意報発表基準一覧表

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 仙台管区気象台

七ヶ宿町	府県予報区	宮城県
	一次細分区域	西部
	市町村等をまとめた地域	西部仙南
警報	大雨	(浸水害) 雨量基準 1時間雨量60mm (土砂災害) 土壌雨量指数基準 84
	洪水	雨量基準 1時間雨量60mm
		流域雨量指数基準 白石川流域=24
		複合基準 —
		指定河川洪水予報による基準 —
	暴風	平均風速 18m/s
	暴風雪	平均風速 18m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ 12時間降雪の深さ30cm
	波浪	有義波高
	高潮	潮位
注意報	大雨	雨量基準 1時間雨量40mm 土壌雨量指数基準 67
	洪水	雨量基準 1時間雨量40mm
		流域雨量指数基準 白石川流域=14
		複合基準 —
		指定河川洪水予報による基準 —
	強風	平均風速 13m/s
	風雪	平均風速 13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ 12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高
	高潮	潮位
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	融雪	融雪により被害が予想される場合
	濃霧	視程 100m
	乾燥	①最小湿度45% 実効湿度65%で風速7m/s以上 ②最小湿度35% 実効湿度60%
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さ40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が-7℃以下 ②最低気温が-5℃以下が数日続くとき*
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合
記録的短時間大雨情報		1時間雨量 100mm

*1 冬期の気温は仙台管区気象台、石巻特別地域気象観測所の値。

(別表3)大雨警報発表基準

(平成22年5月27日現在)

市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
西部仙南	七ヶ宿町	R1=60	84

(別表4)洪水警報発表基準

(平成22年5月27日現在)

市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報に よる基準
西部仙南	七ヶ宿町	R1=60	白石川流域=24	—	—

(別表5)大雨注意報発表基準

(平成22年5月27日現在)

市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
西部仙南	七ヶ宿町	R1=40	67

(別表6)洪水注意報発表基準

(平成22年5月27日現在)

市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報に よる基準
西部仙南	七ヶ宿町	R1=40	白石川流域=14	—	—

(別表7)水防活動用警報・注意報

水防活動の利用に適合 する注意報・警報	一般の利用に適合 する注意報・警報	発表基準
水防活動用気象警報	大雨警報または 大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある(または著しく大きい)と予想されたとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し 重大な災害が発生するおそれがあると予想 されたとき
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると 予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、 災害が発生するおそれがあると予想された とき

(2) 消防法に基づき、仙台管区気象台長が宮城県知事に対して行う通報

ア 火災気象通報

気象の状況から火災の危険があり、具体的には次の条件に該当すると予想される場合に、火災気象通報を実施する。

通報基準番号	通 報 内 容
1	実行湿度65%以下で最小湿度45%以下かつ平均風速7m/s以上が予想された場合。
2	実効湿度60%以下で最小湿度35%以下が予想された場合。
3	平均風速13m/s(江ノ島、北～東南東18m/s)以上が予想された場合。 (ただし、降雨時または降雪時は通報しないこともある。)

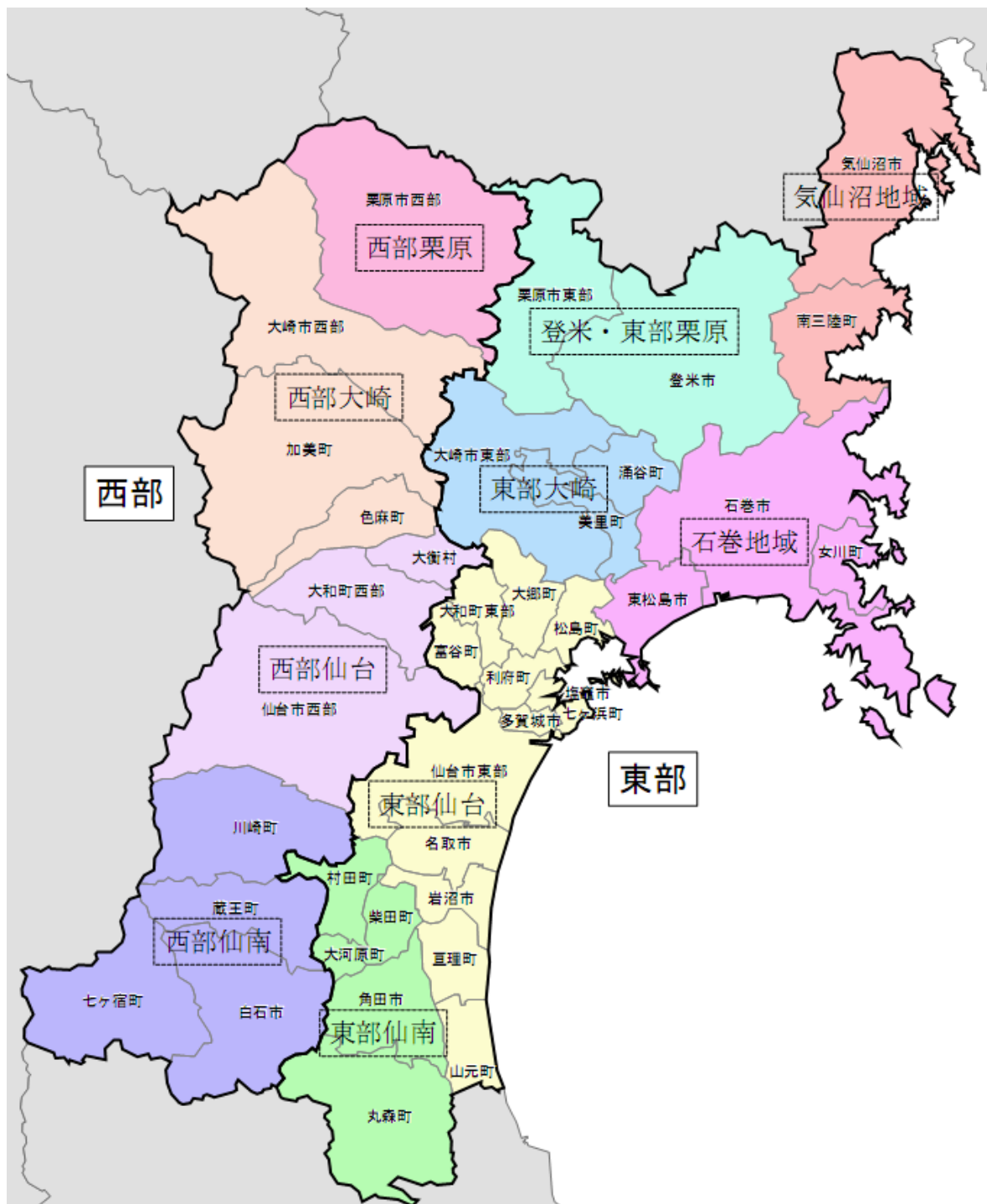
(3) 予報・警報等の細分区域

(平成22年5月27日現在)

府県 予報区	一次細 分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域(含まれる市町村等)
宮城県	西部	西部仙南	白石市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町

警報・注意報の細分区域(宮城県)

(平成22年5月27日から運用)



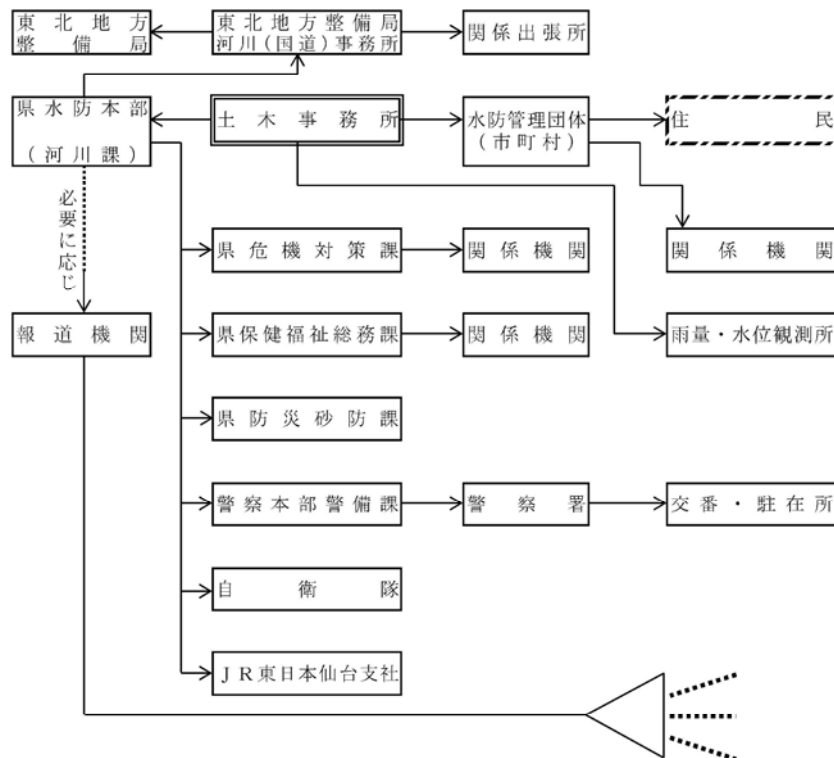
第3 水防警報及び決壊等（被害情報）の通報（県土木事務所）

知事が指定した河川についての水防警報の発表は、県土木事務所長が行うものとし、県土木事務所長が水防警報を発令したときは、下図により速やかに水防管理者及びその他の関係機関に通報する。

また、堤防等の決壊あるいはそのおそれがある場合は、水防管理者等は、速やかに所轄土木事務所長及びはん濫のおそれがある隣接水防管理者等に通報する。

この通報を受けた土木事務所長は、県水防本部長及び所轄警察署長に通報する。

水防警報伝達系統図(知事が発令する場合)



第4 土砂災害警戒情報の伝達（県土木事務所・仙台管区气象台）

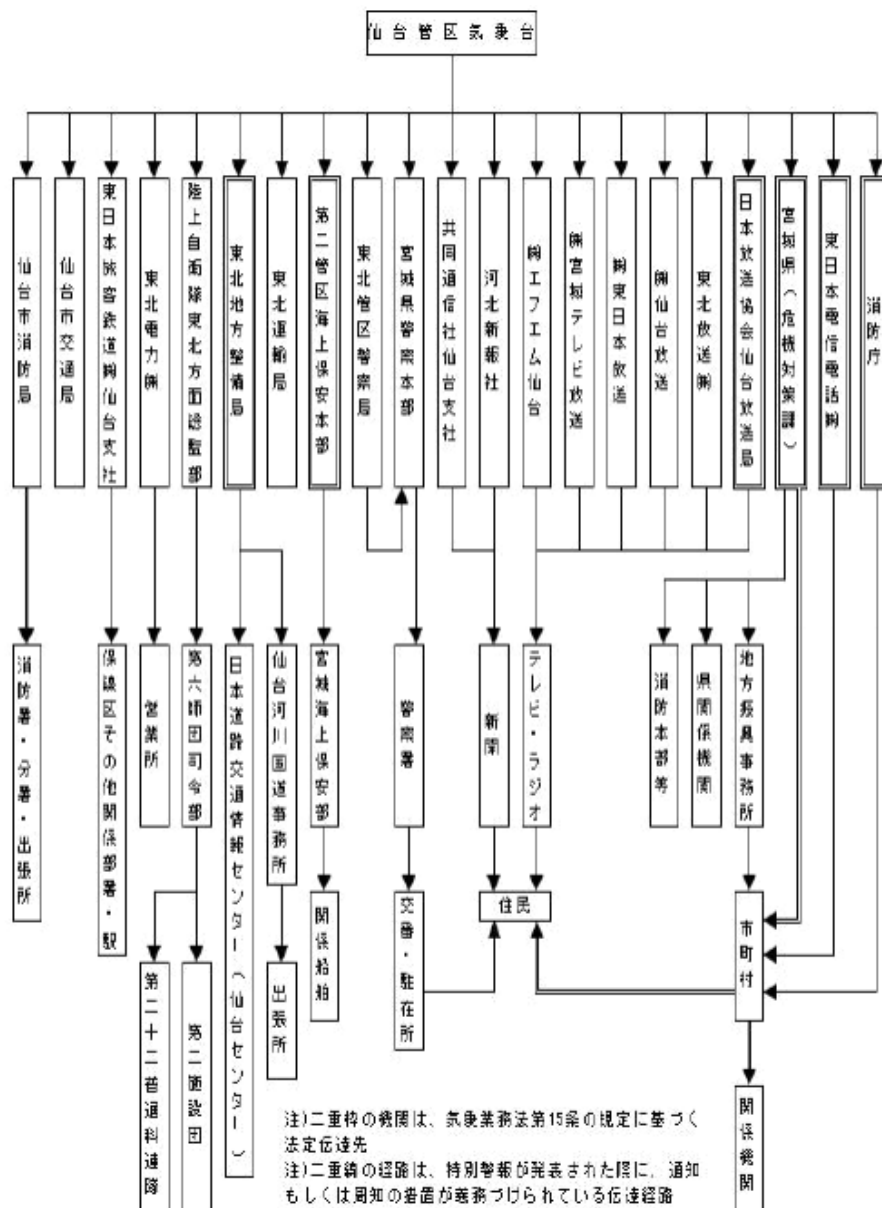
県は、大雨による土砂災害の恐れが高まったときに、町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となることを目的として、土砂災害警戒情報を仙台管区气象台と共同で発表する。

県は、土砂災害警戒情報を関係町長に通知するとともに、広く一般に周知する。

第5 気象警報等の伝達（総務班・県土木事務所）

仙台管区气象台が発表した気象警報・注意報等は、气象台から防災関係機関や報道機関に伝達する。それを受理した機関は、それぞれの伝達系統により町等関係機関へ伝達、また、放送することにより地域住民に周知する。

気象警報等の伝達系統図



第2節 情報の収集・伝達

《担当部局：総務班・農林建設班・健康福祉班・仙南地域広域行政事務組合消防本部・白石警察署・県大河原土木事務所》

第1 目的

災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、円滑な応急対策活動を実施するため、各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

第2 情報収集・伝達（総務班・農林建設班・健康福祉班・県土木事務所）

災害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。このため、災害の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行い、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有して、被害規模の早期把握を行う。

1 被害の収集・伝達

- (1) 町及び消防機関は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況及び火災、自然災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するとともに、119番通報に係る状況についても併せて総務省消防庁及び県に連絡する。

なお、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害情報を伝達し、事後速やかにその旨を県に報告する。

- (2) 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要の情報であることから、町は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の把握に努める。

また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）または県に連絡する。

- (3) 町、県及び防災関係機関等は、勤務時間外に災害が発生した場合は、非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災状況も併せて収集する。
- (4) 県は、報告された情報を直ちに整理し、被害の概況を掌握する。また、収集された情報は、総務省消防庁に報告するとともに被災市町村や各防災関係機関に直ちに提供する。

2 情報の収集

- (1) 県は、町及び消防機関等からの被害情報を県出先機関（地方振興事務所・地域事務所）を経由して収集するとともに、総合防災情報システム（MIDORI）を活用して情報収集する。

- (2) 県は、必要に応じ町に職員を派遣するなど、町の応急対策実施状況及び管内被災状況等に関する情報収集を行い、その報告を総括し県全体の被害概要を把握する。
- (3) 県は、町において情報通信等が途絶したと判断される場合は、職員等を現地に派遣して情報収集活動を行う。
- (4) 県は、町からの被害報告及び防災ヘリコプター等による情報収集活動により、相当の被害が見込まれるときには、自衛隊・第二管区海上保安本部等に対し、被害状況の把握について応援を要請するなどの対応により、警察及び防災関係機関と緊密に連携し、各機関で収集した被害情報について相互に情報交換する。
- (5) 県は、必要に応じてタクシー防災レポート車制度や（公社）隊友会宮城県隊友会と締結した「災害時における隊友会の協力に関する協定」に基づく災害時における情報の収集、救援活動等の補助による被害現場等からの情報を活用する。
- (6) 県は、防災ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を活用して、上空からの迅速な被害情報の収集を行うとともに、各防災関係機関のヘリコプターテレビ伝送システム等による情報収集を行う。
- (7) 町は、防災行政無線及び消防無線により情報を収集するとともに、町職員による巡回や消防団、自主防災組織等の地域住民を通じて得た情報を活用するとともに、県への報告を行う。
- (8) 防災関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を速やかに情報収集するとともに、随時、町、県、及び他の防災関係機関に報告または通報する。

3 情報の伝達

町は、収集した情報を集約し、町職員、消防本部、消防団、防災関係機等に伝達するとともに、県に報告する。県に連絡できない場合は直接消防庁に連絡する。

- (1) 町と県の間においての情報伝達は、防災行政無線と衛星携帯電話を用いる。
- (2) 町は、防災行政無線が使用できない場合は非常通信ルート等を用いて対応する。また、町は、同報無線、消防無線、携帯電話等を活用して住民に対し情報の伝達を行う。
- (3) 報道関係機関は、県からの要請があった場合、災害対策基本法に基づき、あらかじめ締結した「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時放送に関する覚書」により正確かつ迅速な情報の放送を行う。

4 災害情報等の交換

(1) 災害情報の種類

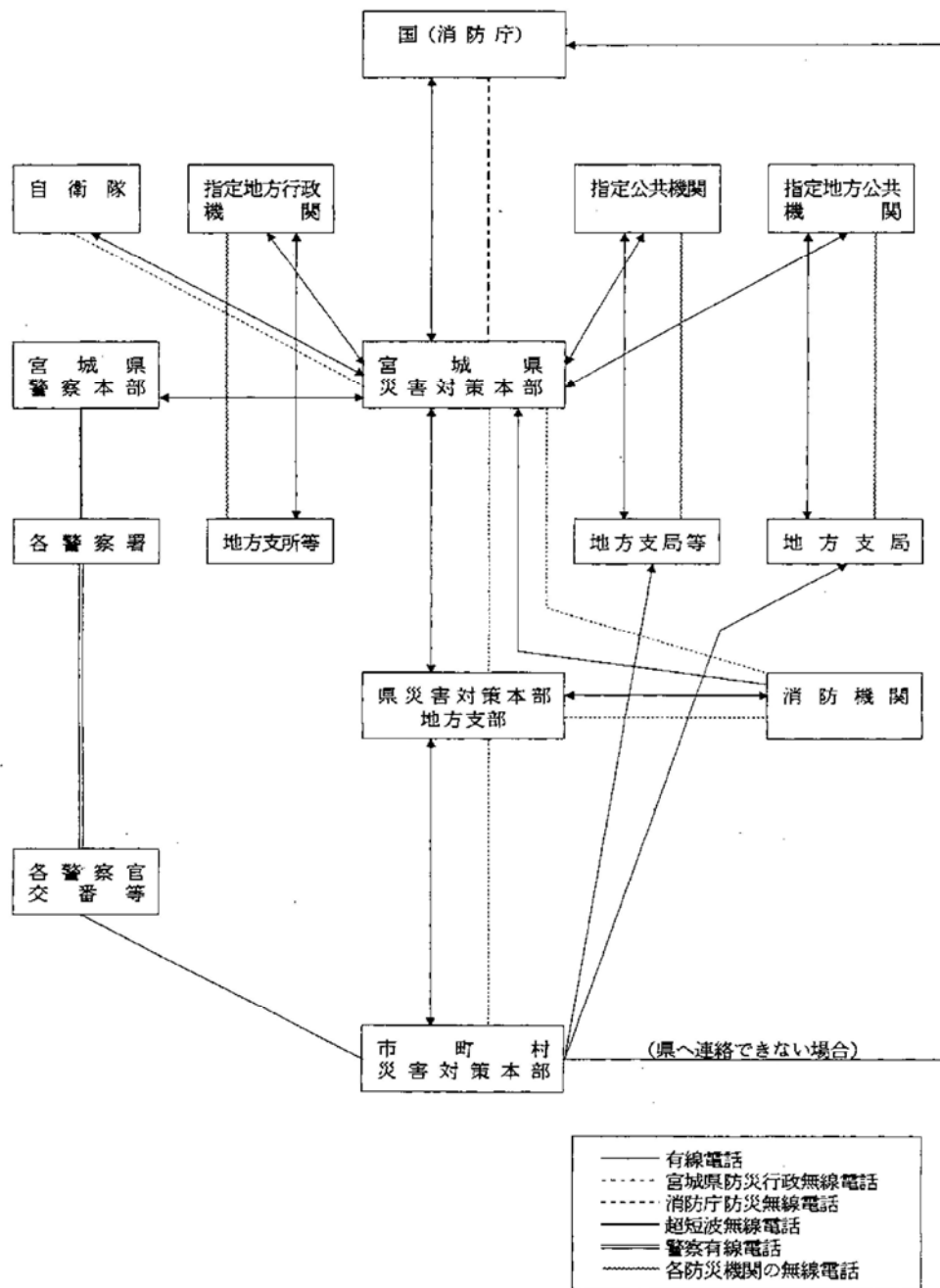
町及び防災関係機関が、相互に交換する災害情報等の種類は次のとおりとする。

- ア 災害に関連する気象・水象・地象の観測結果等の資料に関すること
- イ 災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、その所掌する災害応急対策の実施方針または措置に関すること
- ウ 法令または防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に関すること。
- エ その他災害応急対策の総合的な推進のため必要と認められる事項

(2) 災害情報等の相互交換体制

- ア 町及び防災関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。
- イ 町、県及び防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておく。
- ウ 災害情報等の連絡系統は、次のフローのとおりである。

県災害対策本部災害情報連絡系統図



(3) 被害状況等の報告

- ア 町(町災害対策本部長)は、町被害状況報告要領に基づき速やかに県に報告する。
- イ 町は、応急措置が完了した場合、最終的な災害確定報告について、10日以内に県へ、所定の様式に取りまとめの上、報告する。

5 火山災害情報の収集・伝達体制

火山災害の現場は、地域的に山岳地が多くなることが予想されるため、町、県、消防機関その

他の防災関係機関の無線装置を有効に配備することによるほか、防災ヘリコプター等の航空機による空中偵察によって災害情報の収集及び伝達に努める。

災害情報の内容は次のとおりとする。

- (1) 人的被害及び住居被害の状況
- (2) 要救助者の確認
- (3) 住民等の避難状況
- (4) 噴火規模及び火山活動の状況
- (5) 被害の範囲等
- (6) 避難道路及び交通の確保の状況
- (7) その他必要と認める事項

第3 異常現象を発見した場合の通報（総務班・白石警察署）

防災関係機関及び関係機関以外の者が、異常現象を発見した場合は、遅滞なくその旨を町長または警察官に通報しなければならない。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。

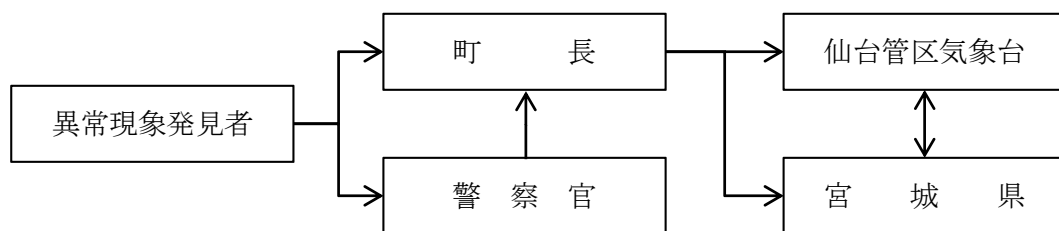
また、通報を受けた町長は、その旨を気象台その他関係機関に通報しなければならない。

1 異常現象

ア 地象に関する事項：異常音響及び地変

イ その他、災害が発生するおそれがある現象

2 通報要領



第3節 通信・放送施設の確保

《担当部局：総務班・仙南地域広域行政事務組合消防本部・白石警察署・東北総合通信局・日本郵便(株)・東日本電信電話(株)》

第1 目的

災害等により、通信・放送施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急対策や住民の生活情報収集に大きな影響が生じる。

このため、町及び防災関係機関は、この応急復旧あるいは代替機能の設置について所要の措置を講じる。

非常時の通信ルートは東北総合通信局、アマチュア無線局を活用する。

第2 防災行政無線（総務班）

防災行政無線は、有線電話が不通となった場合、最も有効な通信手段となる。

- 1 町は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を考慮し、町防災無線等通信手段の確保に努める。
- 2 町は、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設については、速やかに復旧を行う。
- 3 避難所等となった学校等と町庁舎との通信手段の確保に努める。
併せて、他機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

第3 消防無線通信施設（仙南消防本部）

消防機関は、災害が発生した場合の、救急・救助等消防活動に係る情報の収集・連絡等が確実に行われるように、通信手段の確保に努める。

また、通信施設の機能に支障が生じた場合には、早急に復旧を行うとともに、代替機能を使用するなど必要な措置を講じる。

第4 警察情報通信施設（白石警察署）

- 1 警察は、災害発生後、直ちに情報通信手段の機器、施設及び機能の確認を行うとともに、支障が生じた機器等の復旧を行い、通信の確保に必要な措置を講じる。
- 2 必要に応じて、東北管区警察局に応急通信用情報通信機材等を要請し、情報通信手段を確保する。

第5 災害時の通信連絡(総務班・東北総合通信局・日本郵便(株)・東日本電信電話(株))

1 通信連絡手段

災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、各防災関係機関では、それぞれの特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努めるものとし、必要に応じて相互に連携をとりながら通信手段の確保を図る。

なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

- (1) 一般加入電話…災害時に途絶やふくそうがある。
- (2) 災害時優先電話…防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、一般加入電話に比べて優先して使用できる。
- (3) 災害時優先携帯電話…防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、携帯電話に比べて優先して使用できる。
- (4) 携帯電話(スマートフォン)…固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶やふくそうもある。
- (5) PHS…使用範囲は限定されるが、携帯電話と同様の特徴がある。
- (6) 衛星携帯電話…衛星を利用して通信するため通信可能地域が広く、災害時に通信の途絶及びふくそうの可能性が低い。ただし、相手によってはふくそうもある。
- (7) 孤立防止用衛星電話…東日本電信電話(株)宮城事業部から町役場等に配備されている衛星電話。
- (8) 地域衛星通信ネットワーク…全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線。
- (9) 消防用回線(消防無線)…各消防機関が使用している回線で、県内共通波により県内各消防機関、全国共通波で全国の消防機関相互の通信ができる。
- (10) 防災相互波…本周波数を所有している異なる免許人の間で通信できる。
- (11) MCA無線システム…(一財)移動無線センター東北センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。災害時には同センターやメーカー・総務省からの借用も考えられる。
- (12) 非常通信…県、町及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合などは、非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。
- (13) インターネット…データ通信としてのインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。

また、ふくそうを回避するための手段として、次の2つの情報提供が有効である。

- (14) 災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)…災害発生時、その規模により東日本電信電話(株)が運用するサービス。災害用伝言ダイヤル(171)は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言板(web171)はパソコン、または携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話(株)で決定しテレビ・ラジオ・NTT東日本公式ホームページ等で知らせる。

- (15) 災害用伝言板…大規模災害発生時、携帯電話・PHS事業者各社が提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。

2 非常時の通信の確保

- (1) 町は、災害情報連絡のための防災行政無線等通信手段に支障が生じ、通信手段が必要な場合、東北総合通信局に連絡し、東北総合通信局による通信の確保、協力を要請する。
- (2) 東北総合通信局は、被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図る。
- (3) 県及び電気通信事業者は、携帯電話や衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。
- (4) 電気通信事業者は、災害時において、県及び地方行政機関等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。
- (5) 県は、災害時の無線局運用時において、通信ふくそうにより生じる混信等の対策のため、通信統制を行う等により通信の運用に支障を来さないよう努める。

3 災害用伝言ダイヤル等の活用

町は、大規模な災害が発生し、一般加入電話がつながりにくい状況になった場合、一般住民の安否確認は、災害用伝言ダイヤル（171）等を活用するよう広報する。

【資料6-8】災害用伝言ダイヤル等の利用方法

4 郵便関係の措置

日本郵便（株）東北支社は、災害救助法が適用され、現に救助を必要とする被災者が、収容施設（応急仮設住宅に収容する場合を除く。）の供与または被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与を受けたときは、1世帯に郵便はがき5枚及び郵便書簡（ミニレター）1枚の範囲内で必要と認める数量を交付する。また、被害の状況により、被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物、通常葉書または盲人用点字郵便物については、料金を免除する。

なお、取り扱う郵便局等については、決定次第周知する。

第4節 災害広報活動

《担当部局：総務班・白石警察署》

第1 目的

町及び報道機関等は、住民の生命、財産を保全するため、仙台管区気象台からの情報をはじめとする防災気象情報、避難情報の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確に提供する。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、情報の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。

第2 社会的混乱の防止（総務班）

1 情報伝達・広報の実施

町は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。

2 住民等への対応

町は、住民等から、問合せ・要望・意見等が数多く寄せられることを考慮し、適切な対応を行える体制を整備する。

第3 町の広報（総務班）

町は、町内の各防災機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、被災者に役立つ、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、広報する事項は次のとおりとする。

- ・災害対策本部設置に関する事項
- ・安否情報
- ・被害区域及び被害状況に関する情報
- ・避難所の開設状況に関する情報
- ・避難準備情報、避難勧告・指示に関する情報
- ・医療救護所の開設等救急・医療に関する情報
- ・防疫に関する情報
- ・余震、豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報
- ・ライフラインの被害状況に関する情報
- ・生活支援(食料・水等の供給)に関する情報
- ・民心安定のための情報
- ・緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
- ・道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
- ・道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報
- ・被災地域及び避難場所等における犯罪予防等民心安定のための情報
- ・自主防災組織に対する活動実施要請
- ・出火防止等地震発生時の注意の呼びかけ
- ・ボランティアの受入に関すること
- ・保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- ・相談窓口の設置に関する情報
- ・被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報
- ・町ホームページへの掲載による広報

第4 広報実施方法（総務班）

あらゆる広報媒体を利用して有効、適切な広報を行うとともに、情報の内容、地域、時期、被災者（一般・高齢者・障がい者・外国人等のほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者）に配慮した広報を行う。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

- ・防災無線等による広報
- ・広報車による巡回広報
- ・テレビ・ラジオ・新聞等報道機関を通じての広報
- ・広報紙による広報
- ・臨時チラシ、パンフレットによる広報
- ・自主防災組織を通じての連絡
- ・避難所への広報班の派遣
- ・壁新聞や掲示板等による自主防災組織を通じての連絡
- ・ホームページによる広報

- ・携帯メールや緊急速報メール
- ・臨時災害放送局の開設

第5 安否情報（総務班）

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体・消防機関・県警等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

第6 防災関係機関の広報（警察、その他）

1 警察の広報

警察は、関係機関と相互に協力し、次の事項等に関する広報活動を実施するとともに、報道機関の協力を得て災害広報を行う。

- ・災害区域及び被害状況
- ・避難誘導、救助活動及び緊急輸送ルート等通行路確保のための交通規制広報
- ・道路における危険防止及び交通の円滑に関する交通広報
- ・災害危険箇所及び危険物の所在、爆発予防等二次災害の防止に関する防災広報
- ・民心安定のための被災地域及び避難場所等における犯罪予防広報

2 その他の機関

その他の防災関係機関は、各々関係する情報について住民が必要とする度合いにも応じて積極的に広報活動を行う。

さらに、必要事項については、随時、町災害対策本部にも連絡する。

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

第5節 活動体制の確立

《担当部局：総務班・全班・仙南地域広域行政事務組合消防本部・消防団》

第1 目的

災害等が発生した場合、町内の広い範囲で住民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、町、防災関係機関は、災害等が発生し、またはそのおそれがある場合、一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要であることから、各々の組織内で定めた配備計画に基づき体制を敷き、防災活動を行う。

なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第2 初動対応の基本的考え方（全班）

町及び防災関係機関においては、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

第3 町職員の配備体制（全班）

町は、災害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合において、次の基準等により、各配備体制を確立し、応急対策等を実施する。

体制	指揮	配備基準	配備員
事前配備体制 【0号配備】	総務課長	○次の状況等により総務課長が必要と認めたとき ・大雨注意報の発表 ・洪水注意報の発表 ・台風の進路	総務課長 農林建設課長 ふるさと振興課長
警戒配備体制 【1号配備】	総務課長	○震度4の地震が発生したとき ○次の状況等により総務課長が必要と認めたとき ・大雨警報の発表 ・暴風警報の発表 ・洪水警報の発表 ・土砂災害警戒情報の発表 ・蔵王山の噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報の発表 ・その他の警報の発表 ・台風の進路	全総務課職員 全課長
特別警戒配備体制	町長	○震度5弱・5強の地震が発生したとき	全職員

【2号配備】 【警戒本部設置】		○大雨等の特別警報が発表されたとき ○蔵王山の噴火警報（居住地域）または噴火警報が発表されたとき ○軽微な災害が発生したとき ○災害の発生のおそれがあるとき ○近隣市町村に災害が発生したとき ○特に町長が必要と認めたとき	消防団長 消防副団長
非常配備体制 【3号配備】 【災害対策本部設置】	町長	○震度6弱以上の地震が発生したとき ○相当規模の災害が発生したとき ○相当規模の災害が発生するおそれがあるとき ○近隣市町村に相当規模の災害が発生したとき ○特に町長が必要と認めたとき	全職員 全消防団員

第4 配備の決定（全班）

総務課長は、注意報、警報の発表、台風の進路等の状況により、必要と判断したときは、事前配備体制（0号配備）、警戒配備体制（1号配備）を決定し、必要な職員を動員し、気象情報の把握、地震被害状況の収集、情報連絡等必要な体制をとる。

町長は、災害が発生したとき、災害の発生のおそれがあるとき、近隣市町村に災害が発生したときに特別警戒配備体制（2号配備）、非常配備体制（3号配備）を決定し、警戒本部、災害対策本部を設置し、必要な職員を動員する。

なお、地震の場合は、震度により自動的に配備体制を決定するものとする。

また、町長、総務課長が不在の場合、職制の順位に従い順次配備の決定を行う。

第5 職員の動員（全班）

災害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合、職員は、職員行動マニュアルに基づき速やかに参集する。

	状況	配備員	勤務時間内	休日・夜間等
事前配備体制 0号配備	総務課長が必要と認めたとき	総務課長 農林建設課長 ふるさと振興課長	内線電話	一般有線電話 携帯電話
警戒配備体制 1号配備	震度4の地震が発生したとき	全総務課職員・全課長	内線電話	自主参集
	大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒情報、蔵王山の噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報が発表され総務課長が必要と認めたとき			一般有線電話 携帯電話

特別警戒 配備体制 2号配備	震度5弱・震度5強の地震が発生したとき	全職員 消防団長 消防副団長	庁内放送 内線電話	自主参集
	大雨等の特別警報が発表されたとき			防災行政無線 (電話連絡網)
	蔵王山の噴火警報（居住地域）または 噴火警報が発表されたとき			
	軽微な災害が発生したとき			
	災害の発生のおそれがあるとき			
	近隣市町村に災害が発生したとき			
	町長が必要と認めたとき			
非常配備体制 3号配備	震度6以上の地震が発生したとき	全職員 全消防団員	庁内放送 内線電話	自主参集
	相当規模の災害が発生したとき			防災行政無線 (電話連絡網)
	相当規模の災害が発生するおそれ あるとき			
	近隣市町村に相当規模の災害が発生 したとき			
	町長が必要と認めたとき			

第6 動員の報告（総務班）

各課長（各班長）は、課内の動員状況を把握し、町長（災害対策本部長）及び総務課長（総務班長）に報告する。

第7 消防本部の動員（仙南消防本部）

仙南地域広域行政事務組合消防本部は、非常招集の規定に基づき消防職員を招集し、防災活動体制を確立する。その後、速やかに被害情報の収集活動、被災者等の救出・救助活動等所要の活動を行う。

第8 消防団の動員（総務班・消防団）

消防団長は、災害が発生した場合、災害の発生するおそれがある場合、配備体制により、速やかに団員の動員を行い、参集状況を把握するとともに、被害情報の収集、報告を行う。

第9 消防団の活動（総務班）

消防団は、水害が発生した場合、原則として設置主体の管理者と協力して水閘門・陸閘門等の施設の操作、各種通報、避難誘導等の活動を行う。

第10 防災関係機関の活動（総務班）

防災関係機関は、災害応急対策を実施するため、各々の配備、動員計画等に従い、関係職員を呼集し速やかに災害対処する。この際、必要に応じて各々の機関の本社（本部）、関係社等

にも情報提供、応援要請を行うなど、迅速かつ広範な活動体制を敷く。

第6節 災害対策本部の設置等

《担当部局:総務班・全班・仙南地域広域行政事務組合消防本部・消防団》

第1 目的

大規模な災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合、町は、災害対策本部を設置し、組織的に応急活動を実施する。

第2 警戒本部の設置（全班）

町長は、災害の発生が予想される等、次の基準に基づき、本庁舎会議室に警戒本部を設置し、気象情報、災害情報、被害情報の収集、伝達を行う。

- ・町域または県南部地域で震度5 弱・5 強の地震が観測されたとき。
- ・軽微な災害が発生したとき。
- ・災害の発生のおそれがあるとき。
- ・近隣市町村に災害が発生したとき。
- ・その他、特に町長が必要と認めたとき。

【資料3-2】七ヶ宿町災害対策本部設置要綱

第3 災害対策本部の設置（全班）

町長は、大規模な災害が発生した場合、発生するおそれがある場合等、次の基準に基づき、本庁舎会議室に災害対策本部を設置する。本庁舎会議室に設置が困難な場合は、高齢者センターに災害対策本部を設置する。災害対策本部を設置した場合は、県及び防災関係機関にその旨連絡する。

【資料3-1】七ヶ宿町災害対策本部条例

【資料3-2】七ヶ宿町災害対策本部設置要綱

【資料3-3】七ヶ宿町災害対策本部活動要領

第4 実施責任者（総務班）

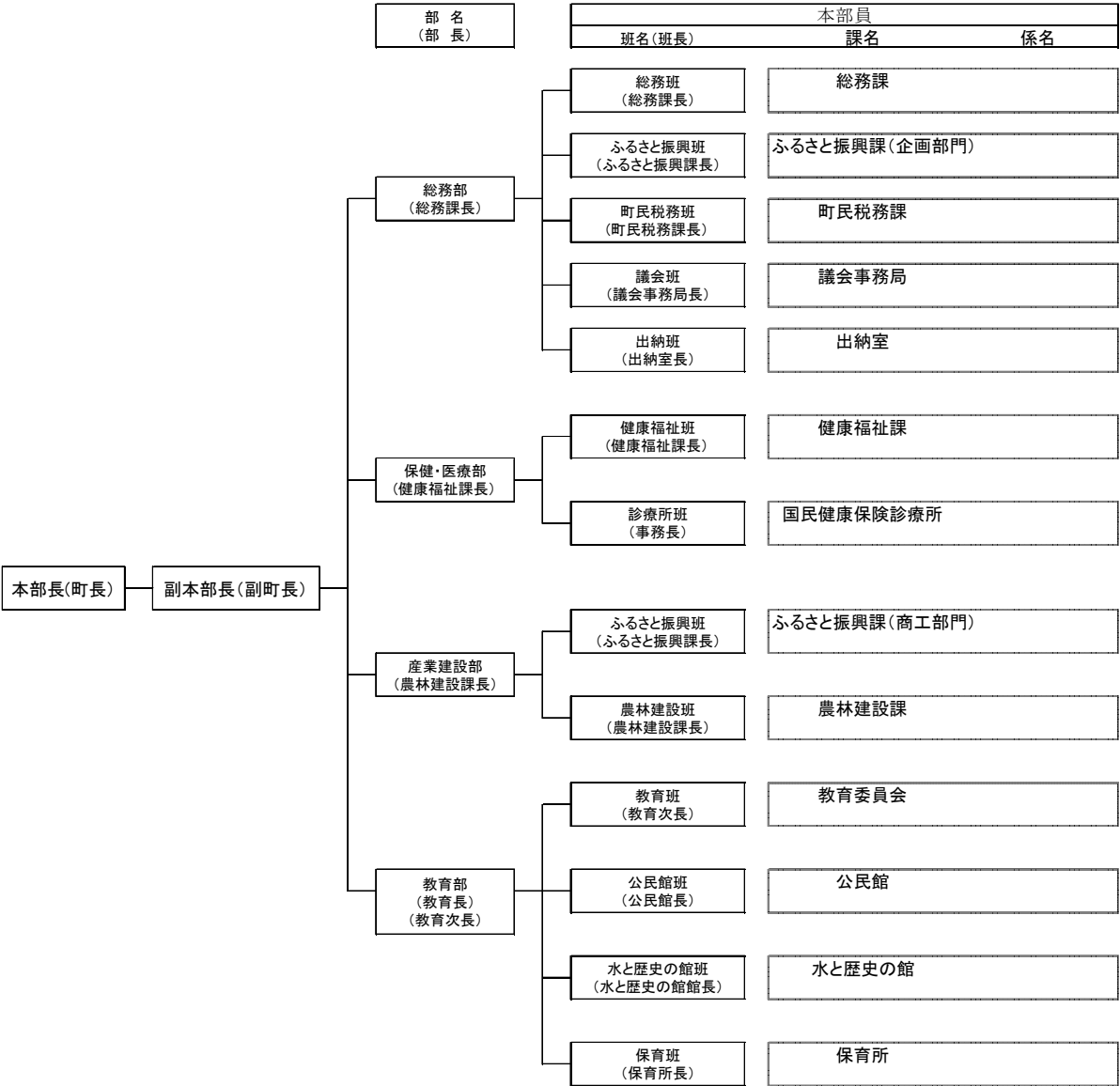
警戒本部、災害対策本部の本部長は町長とし、副本部長は副町長及び会計管理者とする。本部長である町長が登庁困難等、指揮をとることができない場合は、副町長、会計管理者、総務課長の順に代行し対応する。

第5 災害対策本部の組織及び所掌事務（全班）

災害対策本部の組織及び所掌事務は次のとおりである。

七ヶ宿町災害対策本部組織

(平成28年6月 現在)



部名	班 名	分 掌 事 務
総務部	総務班 ＜総務課長＞	・庁舎、公共施設の安全対策に関すること。 ・気象及び災害情報の収集に関すること。 ・職員の配備、動員に関すること。 ・災害対策本部の事務（設置及び運営等）に関すること。 ・自衛隊の災害派遣に関すること。 ・県、防災関係機関との連絡調整、報告に関すること。 ・災害救助法の適用に関すること。 ・災害関係の財政措置に関すること。 ・職員の健康管理、食料及び飲料水の配給等に関すること。 ・相談窓口の開設、総合案内に関すること。 ・避難所等における炊出し協力に関すること。 ・災害義援金の受付及び配布に関すること。 ・他の市町村に対する応援要請に関すること。 ・各部の連絡調整に関すること。 ・各部の所掌に属さないこと。
	ふるさと振興班（企画部門） ＜ふるさと振興課長＞	・通信設備の確保に関すること。 ・被害情報の集計に関すること。 ・災害、応急対策等の記録、まとめに関すること。 ・災害広報活動に関すること。 ・緊急輸送（車両の確保、燃料の調達等）に関すること。 ・災害対策要員の確保に関すること。 ・報道機関等に対する情報の提供及び発表に関すること。 ・旅行者等の帰宅困難者支援に関すること。
	町民税務班 ＜町民税務課長＞	・避難所の開設、管理、運営支援に関すること。 ・被災者の実態調査に関すること。 ・税の措置に関すること。 ・食糧、生活物資の配付に関すること。 ・廃棄物処理に関すること。 ・愛玩動物の保護に関すること。 ・義援物資の受付、保管及び配布に関すること。 ・し尿処理、仮設トイレに関すること。 ・死体の収容及び埋火葬に関すること。 ・災害地の病虫害除去に関すること。 ・災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付に関すること。 ・家屋被害認定調査及び被災証明の発行に関すること。 ・他班の応援に関すること。
	出納班 ＜出納室長＞	・応急対策に要する経費の出納に関すること。 ・義援金の収納、支出に関すること。 ・その他出納全般に関すること。 ・他班の応援に関すること。
	議会班 ＜議会事務局長＞	・災害時の議会対応に関すること。 ・他班の応援に関すること。

部名	班 名	分 掌 事 務
保健・医療部	健康福祉班 ＜健康福祉課長＞	・保健福祉施設の安全対策に関すること。 ・保健福祉施設等利用者の安全確保、避難に関すること。 ・要配慮者の支援に関すること。 ・ボランティアに関すること。 ・住民の安否確認に関すること。 ・被災地における生活保護世帯及び心身障がい者世帯の救護対策に関すること。 ・被災地における独居高齢者世帯の救護に関すること。 ・施設の安全対策に関すること。 ・防疫、保健衛生、栄養指導に関すること。 ・被災者、住民の精神衛生に関すること。
	診療所班 ＜事務長＞	・医療機関との連絡調整に関すること。 ・医療機材、医薬品の確保に関すること。 ・医療救護所の設置に関すること。 ・医療助産に関すること。 ・医療情報に関すること。

部 名	班 名	分 掌 事 務
産業建設部	ふるさと振興班（商工部門） ＜ふるさと振興課長＞	・商工観光施設の安全対策に関すること。 ・商工観光施設、事業所の被害調査に関すること。 ・観光客の安全確保、避難に関すること。 ・被災中小企業に対する支援に関すること。 ・その他商工観光業全般に関すること。 ・労働者福祉、被災労働者の支援、雇用対策に関すること。
	農林建設班 ＜農林建設課長＞	・道路、河川、公共土木施設の安全対策に関すること。 ・公共施設の安全対策に関すること。 ・道路、河川、公共土木施設の応急復旧に関すること。 ・公共施設の応急復旧に関すること。 ・被害建築物の応急危険度判定に関すること。 ・道路の占用、交通規制に関すること。 ・障害物除去対策に関すること。 ・応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理に関すること。 ・建設資機材の確保対策に関すること。 ・上下水道施設の安全対策に関すること。 ・応急給水、水質調査に関すること。 ・その他、上下水道事業全般に関すること。 ・農林道、農林業施設の安全対策に関すること。 ・農林業被害の防止に関すること。 ・食糧、生活物資の供給に関すること。 ・農地及び農業施設の被害調査に関すること。 ・農地及び農業施設の災害復旧に関すること。 ・被災農林業事業者に対する支援に関すること。 ・その他農林業全般に関すること。 ・家畜の伝染病の予防及び防疫に関すること。

部名	班 名	分 掌 事 務
教育部	教育班 ＜教育次長＞	・教育施設の安全対策に関すること。 ・児童生徒・乳幼児等の安全確保、避難に関すること。 ・教育施設、児童生徒・乳幼児等の被害調査に関すること。 ・避難所の開設、運営の支援に関すること。 ・応急教育の実施、教職員、教材の確保に関すること。 ・その他教育行政全般に関すること。 ・文化財の被害調査、応急対策に関すること。
	公民館班 ＜公民館長＞	・施設の安全対策に関すること。 ・利用者の安全確保、避難に関すること。 ・他班の応援に関すること。
	水と歴史の館班 ＜水と歴史の館館長＞	・施設の安全対策に関すること。 ・利用者の安全確保、避難に関すること。 ・他班の応援に関すること。
	保育班 ＜保育所長＞	・施設の安全対策に関すること。 ・乳幼児の安全確保、避難に関すること。 ・要配慮者の支援に関すること。

※＜ ＞は各班長

第6 本部員会議の開催（総務班・全班）

本部長は、災害対策本部の事務を総合的、かつ、有機的に推進するため、本部長、副本部長及び班長で構成する本部員会議を開催し、被害の防止及び災害応急対策上の重要な事項について、協議、決定する。本部員会議の主な協議内容は次のとおりである。

- ・ 気象情報、災害情報、被害情報、その他必要な情報の収集、伝達
- ・ 避難準備情報の提供、避難の勧告、指示
- ・ 消防、水防、その他応急措置の活動方針、活動の進捗状況の伝達
- ・ 被災者の救助、救護、その他の保護の状況
- ・ 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
- ・ 施設、設備の応急復旧の方針、活動の進捗状況の伝達
- ・ 県災害対策本部への報告、要請、関連事項の協議
- ・ 自主防災組織、ボランティア等との連携に関する事項
- ・ その他必要な事項

第7 現地災害対策本部の設置（総務班・全班）

町内で局地的かつ甚大な災害が発生した場合、または発生するおそれがあり町長が必要と認める場合、適切な場所に現地災害対策本部を設置し、迅速、かつ、円滑な応急対策活動を展開する。現地災害対策本部は、本部長の指命する職員で構成する。

第8 防災関係機関との連携（総務班・全班）

県は、震度6弱以上の地震又はそれに相当する大規模な災害が発生した場合、重大な被害を受けていると推定される市町村に対し、「被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領」に基づき、初動時における被害状況等の情報を収集するため職員を派遣する。

町は、これら派遣職員との連携に努める。

また、県による現地災害対策本部が設置された場合、町は、連携を密にして円滑な応急対策の推進を図る。

第9 災害対策本部の解散（総務班・全班）

本部長は、町の地域に災害が発生するおそれなくなったと認めるとき、または災害発生後において、災害応急対策措置がおおむね完了したと認められる時に災害対策本部を解散する。解散した場合は、県及び防災関係機関にその旨連絡する。

第7節 警戒活動

《担当部局：総務班・農林建設班》

第1 目的

町及び防災関係機関は大雨、洪水、土砂災害等による災害の発生に備え、警戒活動を行う。

第2 警戒体制（総務班）

町防災関係機関は、雨量、河川等の水位等の気象情報を収集・把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

第3 水防活動（総務班）

- 1 洪水等による災害が発生するおそれがある場合は、関係機関は水防活動を実施する。
- 2 水防警報を受報した水防管理者、その他関係機関は、警報段階に応じ、速やかに準備あるいは出動し、水防区域の監視、警戒等の活動を行う。
- 3 消防団及び消防機関は、出水時に迅速な水防活動を実施するため、河川管理者、町及び県と連携し、現地における迅速な水防活動が行えるよう、必要に応じ水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止、またはその区域からの退去等を命ずる。
- 4 河川管理者及び農業用排水施設管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行う。その操作に当たり、危害を防止する必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通知するとともに住民に周知する。

第4 土砂災害警戒活動（総務班）

町長は、県及び仙台管区気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合若しくは土砂災害の発生のおそれがある場合には、町地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある団体へ伝達するよう努める。また、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所の警戒活動を行うとともに、土砂災害警戒判定メッシュ情報等の補足情報や溪流・斜面の状況等を総合的に判断し、住民に対し、避難勧告等の必要な措置を講じる。

第5 ライフライン、交通等警戒活動（農林建設班）

交通関係機関は、豪雨、暴風、土砂災害等によって発生するライフライン等の被害に備えるため、気象情報の把握に努めるとともに、被災時の早期復旧のための応急保安要員等の確保及び配備に努める。

第8節 相互応援活動

《担当部局：総務班・仙南地域広域行政事務組合消防本部・県・白石警察署》

第1 目的

大規模な災害が発生し、町及び関係機関が十分な応急対策活動の実施が困難な場合、応援協定を締結している市町村等に応援の要請を行う。また、応援協定を締結している市町村等から応援を要請された場合、支援等を行う。

第2 市町村間の相互応援活動（総務班）

町長が、応急対策を実施するために、必要と認めたときは、他の市町村長に対し応援を求める。県は、必要があると認めるときは、応急措置の実施について、必要な指示をし、または、他の市町村を応援すべきことを指示する。

応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

1 個別相互応援協定による応援の要請

町は、災害時に係る相互の応援協定等を締結し、協定等に基づく応援要請及び応援活動を実施する。

2 全市町村相互応援協定による応援の要請

一定広域圏に被害が集中し、県内市町村との個別の応援協定により応援を受けることが困難である場合は、県内全市町村が参加する相互応援協定（災害時における宮城県市町村相互応援協定）に基づき、町は、県に応援要請を行い、県が調整し、必要な応援をする。

ただし、県と調整するいとまがないと応援町長が認められる場合は、活動実施後に県に報告する。

3 県への情報伝達

町が、応急対策を実施する際に、他の市町村からの応援を得ることになった場合には、県に対しその旨を連絡する。

4 応援体制の確保

県内で大規模災害が発生した場合、被災しない市町村においては、被災市町村に対する応援が必要となる場合があるので、防災関係機関等からの情報に留意し、円滑に応援ができるよう体制を整える。

【資料5-1】災害時における宮城県市町村相互応援協定書

【資料5-2】災害時における宮城県市町村相互応援協定実施要領

【資料5-3】福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定

第3 県内消防機関の相互応援活動（総務班・仙南消防本部）

大規模な災害等が発生した場合の県内における広域消防応援については、「宮城県広域消防相互応援協定」及び「宮城県広域消防応援基本計画」に基づき消防相互応援活動を行う。

県は、応援要請、応援消防部隊の派遣及び部隊の運用を迅速かつ円滑に行うため、必要があると認められるときは、代表消防機関に対し、宮城県広域消防応援基本計画の見直しを要請する。

第4 他都道府県からの応援活動（県）

1 北海道・東北8道県に対する応援要請

県は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道及び新潟県を含む東北8道県で締結した「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき応援の要請を行う。

2 全国知事会における相互応援

県は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」における応援活動をもっても十分な応急対策の実施ができない場合には、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援の要請を行う。

3 国への応援調整要求

県は、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が県又は被災市町村を応援することを求めるよう、要求する。

第5 消防機関の相互応援活動（総務班・仙南消防本部）

大規模災害発生時に、管内の消防力では災害防除が困難な場合には、消防本部は、災害の態様、動向等を的確に判断し、県内の他の消防機関に対して「宮城県広域消防相互応援協定」その他の相互応援協定に基づき応援要請を速やかに行うものとし、「宮城県広域消防相互応援協定」に基づき応援要請を行う場合には、「宮城県広域消防応援基本計画」の定めにより要請する。

【資料5-4】宮城県広域消防相互応援協定書

【資料5-5】宮城県広域航空消防応援協定書

【資料5-6】宮城県内航空消防応援協定書

【資料5-7】白石市・蔵王町・七ヶ宿町消防相互応援協定

【資料5-8】山形県上山市・七ヶ宿町消防相互応援協定書

【資料5-9】山形県高畠町・七ヶ宿町消防相互応援協定書

第6 緊急消防援助隊の応援要請（総務班・仙南消防本部）

消防本部は、大規模災害時に県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、消防組織法第45条に規定する「緊急消防援助隊」の応援を要請する。

1 情報の収集・伝達

大規模災害が発生した場合、町及び消防機関は、迅速かつ的確に情報を収集し、県へ伝達する。

2 応援の要請

応援要請を行う場合は、「宮城県緊急消防援助隊受援計画」の定めにより、知事に応援要請する。この場合において、知事と連絡が取れない場合は、直接、消防庁長官に対して要請する。

第7 地域内の防災関係機関の応援協力（総務班）

町は、被害の状況等により、地域内の防災関係機関の応援協力が必要となった場合、協定等に基づき、協力を要請する。

【資料5-10】災害時医療救護に関する協定書

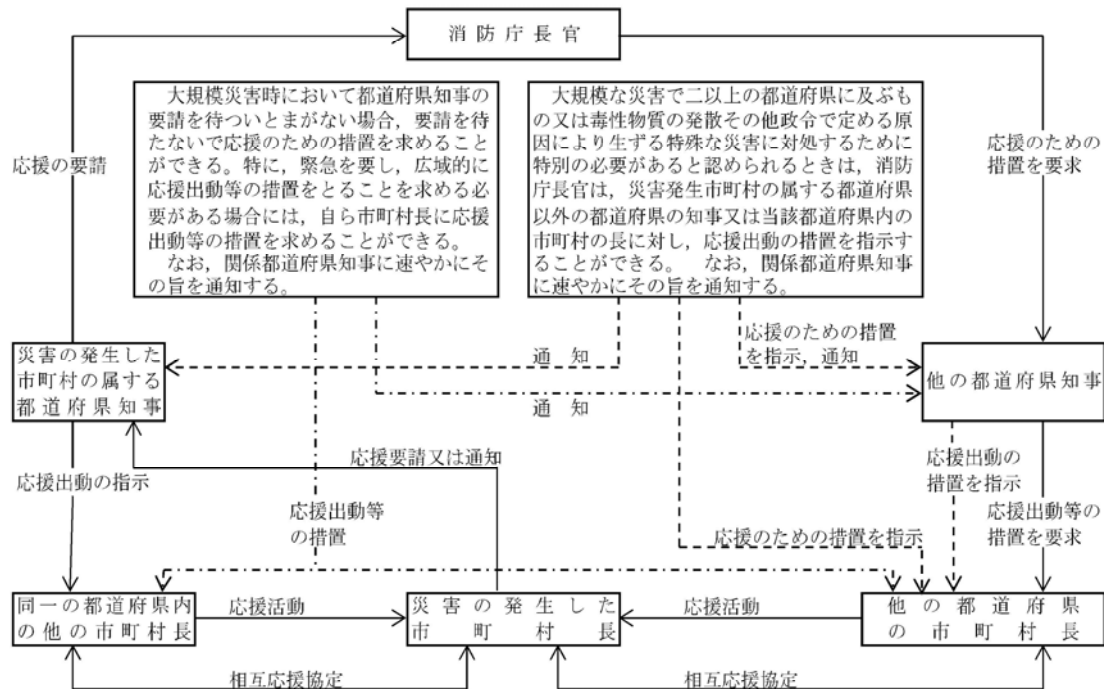
【資料5-11】災害時医療救護に関する協定書実施細則

【資料5-12】災害時における応急物資供給等の協力に関する協定書

第8 警察災害派遣隊の応援活動（白石警察署）

警察は、被災状況の把握に努めるとともに、警察災害派遣隊の必要を認めるときは、警察庁及び管区警察局の指示、調整に基づき、警察災害派遣隊の派遣要請等の措置をとる。

大規模災害時における緊急の広域消防応援体制図



第9 広域的な応援体制（総務班）

町は、必要な場合、関係指定地方行政機関または関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

第10 受入れ体制の確保（総務班）

町は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、防災拠点等において、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入れ体制を整備する。

第11 他県等への応援体制（総務班）

町は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

また、災害の発生時には、その規模等に応じて、連携して広域的な応援体制を迅速に構築するよう努める。

第9節 災害救助法の適用

《担当部局：総務班》

第1 目的

県は、大規模な災害が発生した場合、災害救助法を適用し、関係機関と連携し、飲料水・食品の給与、生活必需品の給与、医療・助産・救出活動等の災害救助法に定められた応急対策を総合的に実施する。町は災害救助法の適用が必要となった場合、迅速かつ円滑に手続きを行う。

【資料4-1】災害救助法による救助の方法、程度及び期間について

【資料4-2】被災世帯の算定基準

第2 災害救助法の適用基準（総務班）

災害救助法（昭和22年法律第118号、以下当節において「法」という。）による救助は、市町村（政令指定都市にあっては、行政区ごとまたは市全域のいずれか）の区域単位に、原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに行う。

本町における災害救助法の適用基準は次のとおりである。

- ・町の住家滅失世帯数が30世帯以上の場合。
- ・被害が広範囲にわたり、県の区域内の住家滅失世帯の総数が2,000世帯以上であって、町の滅失世帯数が15世帯以上に達した場合。
- ・県の区域内の住家滅失世帯数が、9,000世帯以上であって、町の区域内の住家滅失世帯数が、多数であるとき。（町の被害状況が特に救助を要する状態にあること。）
- ・災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合。
- ・多数の者が、生命または身体に危害を受けまたは受けるおそれが生じた場合。
- ・多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合。
- ・食品の給与等に特殊の補給方法または救出に特殊の技術を必要とする場合。

※住家の滅失した世帯は、全焼、全滅、流失等した世帯を標準とし、住宅が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあたっては、滅失世帯の3分の1世帯とみなして換算する。

第3 災害救助法の適用手続（総務班）

法による救助は、適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、法第4条に規定する救助を実施するときに開始される。

町は、被害状況を迅速かつ的確に報告するとともに、法適用の必要性を速やかに検討し、適用する場合、県にその旨要請する。

県は、被害状況等を確認検討し、適用決定した際には、速やかに町に連絡する。また、速やかに法適用を公示するとともに、救助の実施を町長に委任する。

原則	災害発生日＝救助の開始日＝公示日
例外	長雨等で被害が漸増し、一定日時を経て一定の被害程度に達した場合 災害発生日＝被害の程度が適用基準に達し、救助が行われた日
	被害状況及び救助を要する者の把握が困難なため遅延した場合 公示日＝被害等が判明した日

第4 救助の種類（総務班）

救助の種類は次のとおりである。

- ・避難所の設置
- ・応急仮設住宅の供与
- ・炊き出しその他による食品の給与
- ・飲料水の供給
- ・被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- ・医療、助産
- ・被災者の救出
- ・被災した住宅の応急処理
- ・学用品の給与
- ・埋葬、遺体の搜索、遺体の処理
- ・障害物の除去
- ・輸送費及び賃金職員等雇上費、実費弁償

（昭和 35 年宮城県規則第 48 号「災害救助法施行細則」最終改正 平成 26 年 3 月 31 日）

【資料4-1】災害救助法による救助の方法、程度及び期間について

【資料4-2】被災世帯の算定基準

第5 救助の実施の委任（総務班）

知事は、災害救助法第13条の規定に基づき、次の救助の実施を町長に委任することができる。
同法施行令第17条の規定に基づき委任を通知した場合において、町長は、当該事務を行わなければならない。

- ・避難所及び応急仮設住宅の供与
- ・炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ・被服・寝具その他生活必需品の給与または貸与
- ・医療及び助産
- ・被災者の救出
- ・被災した住宅の応急処理
- ・学用品の給与
- ・埋葬
- ・遺体の搜索及び処理
- ・障害物の除去
- ・応急救助のための輸送
- ・応急救助のための賃金職員雇上費

第10節 自衛隊の災害派遣

《担当部局：総務班・出納班》

第1 目的

災害に際して人命または財産の保護のため、特に必要があると認められる場合、知事、第二管区海上保安本部長及び東京航空局仙台空港事務所空港長（以下「知事等」という。）は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

第2 災害派遣の要請（総務班）

1 要請による派遣

自衛隊の派遣が必要な場合、町長は、知事に自衛隊の災害派遣を要請するよう求めることができる。この場合、町長はその旨及び町の地域に係る災害の状況を防衛大臣またはその指定する者に通知することができる。また、町長は速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合で緊急を要する場合には、防衛大臣またはその指定する者に通知することができる。この場合、町長は速やかに県知事等にその旨を通知しなければならない。

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、その事態が緊急性を有し、人命・身体及び財産の救護を必要とする場合を原則とし、かつ他の機関では対応が不十分であると判断される場合とする。

2 自衛隊の自主派遣

災害において、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

その場合の判断基準は次のとおりとする。

- （1）災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が自ら情報収集を行う必要があると認められること。
- （2）災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、次のような直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。例えば、
 - ア 災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、町長または警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報（災害対策基本法第68条の2第2項の規定による市町村長からの通知を含む。）を受け、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合
 - イ 災害に際し、通信の途絶等により部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合

- ウ 庁舎、営舎その他の防衛省の施設またはこれらの近傍に災害が発生した場合
- (3) その他災害に際し、上記(1)～(2)に準じ、特に緊急を要し知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。
- (4) (1)～(3)の場合においても、自衛隊指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努める。
- また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

3 派遣要請の手続

町長が、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、要請時に明らかにする事項は次のとおりである。

なお、緊急の場合は、口頭または電話若しくは電信により行い、その後速やかに文書を提出しなければならない。

- ・災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する区域及び活動内容
- ・その他参考となるべき事項（宿泊・給食の可能性・道路橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備、派遣を要望する人員、車両、航空機の概要等）

ただし、相当数の被害が出ていると認められ、かつ町の具体的被災状況が把握できない場合にあっては、上記に関わらず、速やかな派遣要請に努める。この際、要請権者は、被災状況を把握し次第速やかに要請内容を最速の手段をもって明らかにしなければならない。

【資料5-14】自衛隊要請連絡先 【様式1】自衛隊の災害派遣要請について

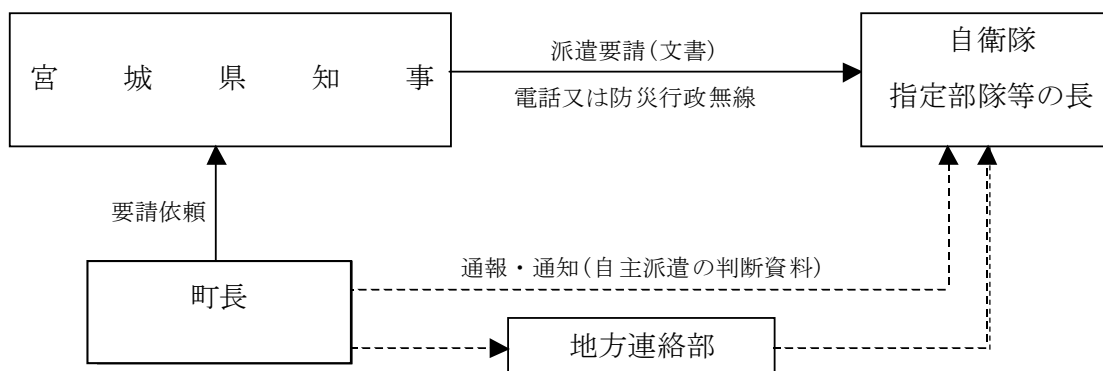


図 派遣要請系統図

第3 県・町と自衛隊との連絡（総務班）

1 自衛隊の連絡幹部の派遣

災害発生時、自衛隊は、必要に応じ町及び県災害対策本部等に連絡幹部等を派遣し、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保する。

連絡幹部等は、町及び県並びに関係機関（警察、消防等）との被害に関する情報交換、部隊の派遣及び救助活動等に関する連絡・調整を実施する。

第4 災害部隊の活動内容（総務班）

自衛隊の災害派遣部隊の任務、活動内容、権限については、おおむね次のとおりである。

1 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を基準として、関係機関と緊密な連携のもとに救援活動等を実施する。

2 災害派遣時に実施する救援活動等

自衛隊の災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員・装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動、被害状況の把握
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
遭難者等の救出・救助及び搜索活動	行方不明者、負傷者等の搜索、救助活動
水防活動	土嚢作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動の支援	消防機関との協力による消火活動
道路または水路の啓開	道路または水路等の交通路上の障害物の排除
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護、防疫の活動
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者または医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給食の実施
援助物資の無償貸付または譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく措置の実施
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
その他	その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、町長、その他町長の職務を行うことができる者（委任を受けた町の吏員、警察官）がその場にいない場合に限り、次の権限を行使することができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

- ・警戒区域を設定し、立入制限・禁止及び退去を命ずること。
- ・他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、または土石、竹木その他の物件を使用・収用すること。
- ・現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること。
- ・住民または現場にある者を応急措置の業務に従事させること。
- ・通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置を講じること。

第5 派遣部隊の受入れ体制（総務班）

災害派遣が決定された場合、派遣を受ける町長等は、速やかに次の事項について処置し、災害派遣部隊の受入れ体制を整備する。

1 町の連絡調整者の指定

町長は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整担当職員を指定し、災害派遣活動が円滑に遂行するように協力する。

2 情報等の提供

災害派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動の内容、防災関係機関による応急措置の実施状況等、速やかに情報の提供を行う。

3 資機材の提供

町は、災害派遣部隊の救援活動（作業）に必要な資機材の速やかな調達、提供に努める。

4 宿舎等のあっせん

町は、災害派遣部隊等の宿舎等のあっせんを行う。学校、公民館等を宿舎施設にあてる場合は、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。また、公園等を宿営地に指定する場合についても、同様とする。

5 臨時ヘリポートの指定

町は、臨時ヘリポート設置基準に従い、臨時ヘリポートを指定する。この際、土地の所有者または管理者との調整を確実に実施するとともに、被災者の避難場所と競合しないよう留意する。

また、離着陸地点及びその周辺において運航上の障害となるおそれのある範囲への立ち入りの禁止、砂塵発生防止のため、散水等の措置を講じるとともに、臨時ヘリポート設置基準に基づき、H記号、風向、風速が判定できる吹き流しの掲揚を行う。また、状況に応じ緊急発炎筒により着陸地点の識別を容易にする。

【資料11-6】ヘリコプター臨時離発着場所

【資料11-7】臨時ヘリポート設置基準

6 作業内容の調整

町長及び各防災関係機関の長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複しないよう、重点的かつ効率的な作業分担となるよう配慮する。

また、各防災関係機関の長は、状況に応じた的確な分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送等）での派遣要請を行うように努めるとともに、必要な資機材の準備、及び施設の使用に際しての管理者との調整を行う。

第6 派遣部隊の撤収（総務班）

町長は、災害の救援活動が終了し、災害派遣の目的を達したとき、またはその必要がなくなったときは、民心の安定及び民生の復興等を考慮し、県及び派遣部隊の長と協議し、県知事に対しその旨を報告し、派遣部隊の撤収を要請する。

撤収要請は、電話等をもって報告した後、速やかに文書をもって要請（提出）する。

災害派遣部隊等の長は、知事等から撤収の要請があった場合または派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整の上、派遣部隊を撤収する。

【様式2】自衛隊の災害派遣部隊の撤収について

第7 経費の負担（総務班・出納班）

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として派遣を受けた機関側が負担するものとし、細部については、その都度災害派遣命令者と知事等が協議して定める。

- ・ 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話等設置費及び通信料
- ・ 派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の借上料
- ・ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- ・ 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上または修理費
- ・ 無作為による損害の補償
- ・ その他協議により決定したもの

第11節 救急・救助活動

《担当部局：健康福祉班・仙南地域広域行政事務組合消防本部・消防団・白石警察署・自主防災組織》

第1 目的

大規模な災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、町、防災関係機関は連絡を密にしながら速やかな応急対策を実施する。

また、被害が多方面に広がることも予想されることから、自主防災組織、事業所、住民においても防災の基本理念に基づき自ら救出・救助活動に協力する。

第2 町の活動（健康福祉班）

町は、救急・救助を必要とする状況を把握し、要救助者が発生した場合、直ちに消防・警察機関の協力を得ながら、速やかに搜索、救出活動を行う。また、これらの状況については、速やかに県に対し報告する。

町は、自ら要救助者の救援活動が困難な場合、県に対して救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ、非常本部、現地対策本部等国の各機関に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。

被災地以外の市町村は、被災地市町村からの要請または相互応援協定等に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施する。

1 救出隊の編成

町は、緊急に救出活動を行う必要がある場合、町職員、警察官、消防職員、消防団員、自主防災組織等により救出隊を編成し、救出救護体制を整える。

2 救出活動

町は、警察署その他関係機関との緊密な連携のもとに被災地を巡回し、救出を要する者を発見に努める。負傷者を救出した場合は、医療救護班と協力して直ちに応急医療を行い、医療機関に収容し、遺体を発見した場合は、「遺体等の搜索・処理・埋葬」に定めるところにより適切に措置する。

3 救出資機材の調達

救出活動に必要な資機材は、町長が必要に応じ各関係機関に要請し、調達する。また、資機材が不足する場合は、県等へ応援を要請する。

4 応援の要請

救出活動において、人員、機材等の面での対応が不十分と思えるときは、県等に速やかに連絡し、

応援を要請する。

5 救出の報告等

負傷者を救出した場合、遺体を発見した場合は、消防関係機関、警察署等に連絡するとともに、一般住民等からの情報についても適宜関係機関あてに伝達する。

第3 消防機関の活動（仙南消防本部・消防団）

大規模災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、仙南地域広域行政事務組合消防本部は、医療機関、(公社)宮城県医師会、日本赤十字社宮城県支部及び警察等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。

1 消防本部の活動

救急・救助活動を行うに当たって、被害状況、医療機関の被災状況等の情報をいかに早く正確に掌握できるかが、救命率向上のキーポイントとなる。そのため、関係機関と情報交換を緊密に行いながら救急救助活動を行う。また、負傷者も軽傷者から救命処置を必要とする者まで様々であり、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と応急処置が要求されるので、救急救命士や高度救命処置用資機材を活用し、効率的な活動を行う。

2 消防団の活動

消防本部による活動を補助し、救出救助と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

第4 警察活動（白石警察署、駐在所）

救出・救助が必要とする者を発見した場合、また同様の通報等があった場合は、救助関係機関等と連携協力して、救出・救援活動を行う。また、被害状況に基づき、迅速に災害警備部隊等を出動させる。加えて、警察署員及び応援部隊員により救出救助部隊を編成するとともに、消防等防災関係機関と現場活動に関する調整を行いながら、救出・救助活動を行う。

第5 住民及び自主防災組織等の活動（自主防災組織）

1 緊急救助活動の実施

住民及び自主防災組織等は、自担当、在住地区において建物倒壊、火災炎上等による救急・救助の必要性を確認した場合、自らに危険が及ばない範囲で緊急救助活動を実施するとともに、速やかに消防本部等関係機関に連絡する。

2 人材、機材等の確保

住民及び自主防災組織等は、人員、機材等の面に対処が不十分と判断される場合、町等に速やかに連絡し、必要な人員、機材の確保に努める。

3 救急・救助活動への協力

住民及び自主防災組織等は、警察、消防職員の行う救急・救助活動に積極的に協力し、その他とるべき行動について現地の警察、消防職員の指示を仰ぐ。

第6 緊急消防援助隊の応援要請（仙南消防本部）

町及び仙南地域広域行政事務組合消防本部は、大規模な災害時に管内の消防力及び県内の消防力応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、消防組織法第45条に規定する「緊急消防援助隊」の応援を要請するものとし、応援要請を行う場合は、「宮城県緊急消防援助隊受援計画」（平成16年8月制定）の定めにより、知事に応援要請するものとする。この場合において、知事と連絡がとれない場合は、直接、消防庁長官に対して要請するものとする。

1 情報の収集・伝達

大規模な災害が発生した場合、町及び仙南地域広域行政事務組合消防本部は情報を収集し、県へ伝達する。

2 出動の要請

町は、県を通じて出動の要請を行う。

3 大規模災害が発生した場合の対応

大規模災害等を覚知した場合、町は、次の措置をとる。

- (1) 災害状況の把握
- (2) 情報等の提供
- (3) 応援要請手続の実施

【資料5-15】大規模災害（被災）時の緊急消防援助隊情報連絡（要請）体系図

第7 火山災害の現場における救出（ふるさと振興班・消防団）

町は、火山災害の現場において要救助者があるときは、消防団等による救助隊を編成するほか、警察、災害派遣自衛隊その他の防災関係機関に救助隊の編成を要請し、救助に当たる。

救助活動に当たっては、火山現象の規模、態様等を十分に考慮するとともに、山岳救助及び空中救助の場合は、関係機関と十分に協議し、二次災害の防止に万全を期す。

第8 救急・救助活動への支援（ふるさと振興班）

町は、道の駅等を警察機関・消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救急・救助活動への支援を行うよう努める。

第9 惨事ストレス対策（健康福祉班・仙南消防本部）

救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第12節 医療救護活動

《担当部局：健康福祉班・総務班・七ヶ宿町国保診療所・白石市医師会》

第1 目的

大規模な災害の発生時には、同時に多数の負傷者が発生し、迅速な医療救護が要求されるため、町及び防災関係機関は、緊急的な対応策や医療関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

第2 医療救護班の設置・編成（健康福祉班・七ヶ宿町国保診療所）

大規模な災害が発生した場合の医療救護は、原則として災害対策本部内に医療救護班を設置・編成して行う。町長は、医療救護活動を実施する必要がある生じた場合、（社）白石市医師会の協力を得て医師及び看護師等で構成する医療救護班を編成する。

医療救護活動に関して、町のみでは十分な対応ができない場合などには、速やかに隣接市町村及び県に協力を求める。

【資料10-1】医療機関

第3 医療救護所の設置（健康福祉班・七ヶ宿町国保診療所）

町は、施設の被災状況や多数の傷病者により医療機関での対応が十分にできない場合などには、被害の状況に応じて避難所等に医療救護所を設置して、医療活動を行う。

医療救護所を開設した場合は、速やかに県に報告するとともに、住民に医療救護所開設の広報を町の実情に応じた適切な方法で行う。

医療救護所での医療救護は、地域の医療機能の回復とともに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置・運営を検討する。

【資料10-4】医療救護所設置予定場所

第4 医療救護活動の実施（健康福祉班・七ヶ宿町国保診療所）

町、医療関係機関は、相互に連携、協力し、被災者に対する医療救護活動を実施する。

医療救護班は、派遣された救護所、病院等であらかじめ定められたルールに従って、医療救護活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎを行う。医療救護班の業務項目は次のとおりである。

- （1）傷病者のトリアージ、応急処置
- （2）重傷者の後方病院への搬送手続き
- （3）救護所等における診療
- （4）被災地の病院支援
- （5）その他必要な事項

第5 医薬品等及び輸血用血液の調達（健康福祉班・七ヶ宿町国保診療所）

1 医薬品集積所の設置

救援物資の医薬品等については、受取りに混乱が生じないように医薬品集積所を設ける。一般用医薬品などについては、医薬品集積所から救護所、避難所に供給する。

2 医薬品等の需要・供給体制

- (1) 医療施設の管理者及び救護所の責任者は、医薬品等に不足が生じた場合、町災害対策本部に調達を要請する。
- (2) 町災害対策本部は、医療施設または救護所から医薬品等の要請を受けた場合、調達できる医薬品等を供給する。町において調達できない場合は、県災害対策本部に要請する。
- (3) 県災害対策本部は、町災害対策本部から医薬品等の要請を受けた場合は、備蓄医薬品等を供給し、不足する場合は県内医薬品等卸業者に調達を要請する。輸血用血液の要請を受けた場合は、赤十字血液センターに要請する。

【資料10-3】医薬品等の調達先

第6 災害時後方医療体制（健康福祉班・七ヶ宿町国保診療所）

- 1 医療機関または救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院に搬送し、治療を行う。
- 2 災害拠点病院は、重症患者の受入れ及び搬出、地域の医療機関への応急用資機材の貸出し等を行う。

第7 負傷者の搬送（健康福祉班・七ヶ宿町国保診療所）

町内の医療機関、医療救護所で対応できない負傷者が発生した場合、町、医療機関、消防機関は、搬送先医療機関の受入体制を確認した上搬送する。仙南地域広域行政事務組合の救急車確保が困難な場合、県、民間輸送業者に対して負傷者の搬送を要請する。

搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状況等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。

第8 医療活動に関する広報（健康福祉班・七ヶ宿町国保診療所）

町は、医療機関等と連絡をとり、診療可能な医療機関、医療救護所の設置状況等医療活動に関する情報を被災者、住民に対し広報する。

第9 在宅要医療患者の医療救護体制（健康福祉班・七ヶ宿町国保診療所）

- 1 町は、在宅要医療患者の安否確認を行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。
- 2 町は、医療機関での治療継続が必要な場合は、近隣の医療機関若しくは県災害医療本部へ調整

を依頼する。

- 3 県は、人工透析を実施する医療機関の被災に関し、町より支援要請を受けた際は、医療機関と連携し、患者の受入れの調整や資機材の支援等により、透析医療の確保に努める。
- 4 医療機関は、発災後は、医療依存度の高い在宅要医療患者の情報を、必要に応じて町災害対策本部に提供する。
- 5 県は、町が行う専門的な医療を必要とする患者等に係る応急対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

第13節 交通・輸送活動

《担当部局：総務班・ふるさと振興班・農林建設班・白石警察署》

第1 目的

大規模な災害発生に際し、町民の生命の保全、町民生活の維持の上からも交通・輸送活動は重要な課題である。

大規模な災害により交通機関に混乱が発生した場合、交通規制等を実施し、緊急輸送路を確保するとともに、輸送体制を確立し、優先度の高い負傷者・病人の搬送、応急対策に必要な人員・物資の輸送等の緊急輸送活動を関係機関と連携し実施する。

第2 緊急輸送の実施（総務班）

緊急輸送は、輸送対象の種類、数量及び交通施設の状況等を勘案して、貨物自動車、乗合自動車、ヘリコプター等、最も適切な方法により実施する。

また、独自に収集した情報を県等関係機関に提供するなどし、迅速かつ効率的に緊急輸送が行われるよう配慮する。

1 輸送の優先順位

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に留意して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 緊急輸送の対象

緊急車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次のとおりとする。

第一段階	・救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 ・消防・水防活動等災害発生防止・拡大防止のための人員及び物資 ・政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス水道施設保安要員など初動時の災害応急対策に必要な要員 ・医療機関へ搬送する負傷者等 ・緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第二段階	・第一段階の続行 ・食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 ・傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ・輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

第三段階	・第二段階の続行 ・災害復旧に必要な人員及び物資 ・生活必需品
------	---

第3 車両等の確保（総務班・ふるさと振興班・農林建設班）

緊急輸送に使用する車両は、町有車とするが、応急対策業務を遂行する上で、町有車が不足する場合は、公共公的団体車両、民間事業者車両、自家用自動車等を調達する。また、県に対し、緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。

【資料11-4】町有車両

第4 受け入れ態勢の整備（総務班）

町は、必要に応じて県及び他市町村からの緊急物資等の受入、一時保管等のための受入拠点を定めるとともに、受け入れ窓口、備蓄倉庫等の必要な受け入れ態勢及び施設の確保に努める。

第5 交通の確保（白石警察署・総務班・農林建設班）

1 災害発生時の自動車運転者の取るべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域または道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止または制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。

- ・道路の区間を指定して交通規制が行われた場合は、規制が行われている道路の区間以外の場所に、区域を指定して交通規制が行われた場合は、道路外の場所に、速やかに車両を移動させること。
- ・速やかな移動が困難な場合、道路の左端に沿って駐車するなど、緊急車両の通行の妨げとならない方法により駐車すること。
- ・通行禁止区域において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動または駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

2 情報の収集

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、警察ヘリコプター、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

3 交通規制

災害が発生し、または発生しようとしている場合、特に災害発生初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、そのための一般車両の通行禁止などの交通

規制を直ちに実施する。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図る。

警察は、災害が発生した場合、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

また、道路管理者は、道路が災害を受けた場合、通行を禁止し、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

(1) 基本方針

ア 被災地域内への流入抑制と車両の走行抑制

(ア) 被災区域内への流入を原則的に禁止し、区域内における一般車両の走行を極力規制する。

(イ) 被災区域内から被災区域外への流出する車両については、交通の混乱を生じさせない限り規制しない。

イ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施

緊急自動車及び緊急通行車両の通行路確保のための交通規制又は迂回誘導を実施するとともに一般車両の走行は原則禁止する。

ウ 道路管理者との緻密な連携による交通規制の適切な運用

緊急交通路として選定を予定している道路及びその関連道路が早急かつ円滑に通行できるよう道路管理者に対し、道路の啓開作業等の必要な措置を要請する。

(2) 緊急交通路確保のための措置

ア 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、信号機、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

イ 放置車両の撤去

緊急交通路を確保するために必要な場合は、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両等の先導等を行う。

ウ 運転者等に対する措置命令

緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。

エ 自衛官、消防職員の措置

警察官がいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防吏員は上記イ、ウの措置をとることができる。

オ 関係機関等との連携

警察機関、道路管理者及び防災担当部局等は、交通規制に当たって、相互に密接な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者等に協力を依頼し、交通誘導の実施等を要請する。

(3) 交通規制の方法

交通規制については、原則的には標示等（災害対策基本法施行規則別記様式第2）を設置

して行い、緊急を要するため標示等を設置するいとまがないとき、または標示等を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

(4) 交通規制の見直し

災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

(5) 交通安全施設の復旧

緊急交通路等の信号機等を最優先とする交通安全施設の応急復旧措置を行う。

(6) 交通規制等の周知徹底・広報

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域または道路の区間その他交通規制の実施状況及び避難時の自動車利用の自粛、交通規制への協力について、住民、運転者等にマスコミ広報、交通情報板及び現場広報等による周知徹底及び広報を図る。

4 緊急通行車両の確認

緊急車両の確認を迅速、かつ、円滑に行うため、あらかじめ緊急通行の業務の実施責任者は、県公安委員会に事前に届出書を提出し、届出済証の交付を受けなければならない。

(1) 確認対象車両

県公安委員会は、県警本部（交通規制課）、高速道路交通警察隊、白石警察署のほか交通検問所等の検問箇所を確認を行う。

(2) 申し出事項

緊急車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける。

- ・ 車両番号標に標示されている番号
- ・ 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあたっては輸送人員または品名）
- ・ 使用者の住所、氏名
- ・ 輸送日時
- ・ 輸送経路（出発地、経由地及び目的地名）
- ・ その他参考事項（事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提出。）

(3) 標章等の交付

県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の標章及び証明書を発行する。

【様式3】緊急通行車両標章

5 障害物の除去

(1) 警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。

(2) 道路管理者は、早急に被害状況を把握し、障害物の除去及び応急復旧を行い、道路機能の

確保及び二次災害の防止に努める。

なお、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

- (3) 道路管理者は、除去できない物がある場合は、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、町内の建設業者、団体との協定に基づいて実施する。

また、町として自ら応急復旧等に必要な人員・資機材の備蓄及び確保を行い、不足する場合に協定に基づいて実施する。

6 関係機関、道路管理者間の連携・調整

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

県は、道路管理者である町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

第6 ヘリコプターによる搬送（総務班）

救急・救助、医療活動において、優先度の高い負傷者・病人のヘリコプターによる搬送が必要なときは、県へ要請するとともに、ヘリコプターの活動拠点として活用できる臨時のヘリポート及び場外離着陸場所を確保する。

【資料 11-6】ヘリコプター臨時離発着場所

【資料 11-7】臨時ヘリポート設置基準

第14節 避難活動

《担当部局：総務班・健康福祉班・町民税務班・白石警察署・消防団》

第1 目的

大規模な災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合、住民の安全を確保するため、町及び防災関係機関は、避難の準備情報の提供、勧告または指示を行い、速やかに避難所の開設、避難誘導を行い、管理運営に当たる。

1 避難の原則

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。

2 避難勧告等の対象とする避難行動

避難勧告等の対象とする避難行動については、これまで避難所と呼称されてきた場所に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。

- (1) 指定避難場所への移動
- (2) 自宅等から移動しての安全な場所への移動（公園、親戚や友人の家等）
- (3) 近隣の高い建物等への移動
- (4) 建物内の安全な場所での待機

第2 避難の勧告または指示（総務班・白石警察署）

災害により、人命の保護または被害の拡大防止のため必要と認められる場合は、住民に対して、避難の準備情報の提供、勧告または指示を行う。

「勧告」とは、災害を覚知し、被害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧めまたは促す行為を言う。

「指示」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のために立ち退かせるためのものを言う。

なお、町長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

1 実施権限

避難勧告または指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である町長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等

についても適切に運用する。

区分	権限のある者	根拠法
避難指示、勧告を行う者	町長	災害対策基本法第60条
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
	海上保安官	災害対策基本法第61条
	水防管理者（町長、町水防事務組合管理者、水防予防組合管理者）	水防法第29条
	知事またはその命を受けた県職員	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
	災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。）	自衛隊法第94条
警戒区域の設定権者	町長	災害対策基本法第63条
	警察官または海上保安官	災害対策基本法第63条
	水防団長、水防団員または消防関係機関に属する者 ※本町においては消防団	水防法第21条
	消防吏員または消防団員	消防法第28条、36条
	災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。）	自衛隊法第94条 災害対策基本法第63条

（１）町長、知事の役割

町長は、大規模な災害等に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民等に対し、速やかに避難の勧告または指示を行う。また、避難の勧告または指示を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

なお、町長は、大雨時の避難そのものにも危険が伴うことなどを考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には、空振りを恐れず早期に避難勧告等を発令する。

知事は、災害の発生により町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって避難の勧告または指示に関する措置の全部または一部を実施する。また、町から求めがあった場合には、避難指示または避難勧告の対象地域、判断時期等について助言する。

（２）洪水等に係る知事の指示

知事またはその命じた職員は、洪水若しくは地すべりによる著しい危険が切迫していると

きは、速やかに町長に状況を伝え、町長は、区域内の居住者に対し避難するよう指示する。

(3) 警察の役割

ア 警察官は、住民等の生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、または町長から要請があった場合は、住民その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。

イ 警察署長は、町長が行う避難の勧告または指示等について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。

ウ 警察は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、避難の勧告、指示がなされた場合には、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。

(4) 自衛隊の役割

災害により、危険な事態が生じた場合において、警察官等がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。

2 実施基準

(1) 避難の必要性の早期把握及び判断

本章「第1節 防災気象情報の伝達」及び「第7節 警戒活動」において災害が発生するおそれのある地域の現状を早期かつ的確に把握し、迅速・確実な避難対策の可否を判断する。

(2) 避難準備、避難勧告、避難指示の発令基準

避難準備、避難勧告、避難指示の発令基準は、次のとおりである。

種別	発令基準
避難準備	① 大雨・洪水警報などが気象台から発表され、避難準備を要すると判断されるとき ② 事前に要配慮者が安全な場所や施設に避難する必要があると判断されるとき ③ 県と仙台管区気象台が共同して発表する土砂災害警戒情報が発表され、人的被害の発生する可能性が高まったとき
避難勧告	① 避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき ② 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき ③ 大雨特別警報が気象台から発表され、避難を要すると判断されるとき
避難指示	① 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき ② 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき

第3 避難の勧告または指示の内容及び周知（総務班・白石警察署）

- 1 町は迅速・安全な避難行動とともに、避難の長期化を見据えた住民避難計画を町地域防災計画において作成し、住民及び関係機関へ周知する。
- 2 町長等が避難の勧告または指示を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにする。また、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の注意喚起に努める。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難の勧告または指示の理由
- (5) その他必要な事項

3 避難の措置と周知

避難の勧告または指示をした者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。また、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握ができない場合は、勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

(1) 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、同報無線等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。

また、住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。

なお、避難勧告等の周知に当たっては、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。

(2) 関係機関の相互連絡

県、警察、町、自衛隊は、避難の措置をとった場合においては、その内容について県、町の災害対策本部に連絡するほか、相互に連絡通報する。

(3) 周知内容

避難指示等の理由及び内容、避難先または避難場所、避難経路その他の誘導措置、出火・盗難の予防措置、携行品その他とする。

(4) 警察の役割

ア 警察署長は、町長が行う避難の勧告または指示について、関係機関と協議し必要な助言と協力を行う。

イ 警察は、避難の勧告または指示がなされた場合は、関係機関の協力を得て、避難場所、避難経路、その他必要事項を周知徹底する。

第4 避難誘導（町民税務班・健康福祉班・白石警察署・消防団）

町職員、警察官、消防職員、自主防災組織リーダー等は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう、避難先（避難場所、避難所）への円滑な誘導を行う。

誘導に当たっては、安全を確認しつつ、各地区または集落単位等の集団避難を心がけ、障がい者、高齢者、乳幼児・妊婦等の避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行う。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

町は、消防団員、町職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

1 避難誘導時の留意事項

避難誘導においては、次の事項に留意して行う。

- ・各地区毎の避難誘導は、当該地区の自主防災組織が行い、誘導責任者は当該地区の消防団分団長等及び地域防災リーダーとする。
- ・危険区域及び避難場所に町職員、消防団員、自主防災組織等を配置し、適切な避難誘導を行う。必要に応じ、白石警察署に避難場所等を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を要請する。
- ・避難誘導の呼びかけは、障がい者、高齢者、乳幼児・妊婦等の避難行動要支援者を優先する。
- ・災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地区内居住者の避難を優先する。
- ・病院等の入院患者、施設の高齢者等、自力で避難できない場合は、町の緊急車両により事前に協定を結んだ受入先の施設や避難所に移送する。

2 避難時の留意事項

避難誘導する者は、避難にあたり、次の事項を避難する住民に周知徹底する。

- ・戸締り、火気、電源の始末を完全にすること。
- ・携帯品は、必要最小限のものにすること。
(食料、水筒、常備薬、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ等)
- ・服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣類等を携行すること。
- ・車での避難は、避難行動要支援者を除き極力避けること。

第5 避難所の開設及び運営（町民税務班・自主防災組織）

避難場所に避難した被災者のうち、住居などを喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、町は洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に対し周知を図る。

1 避難所の開設

- (1) 町は、災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するため、開発センター、活性化センター及び高齢者センター、小・中学校の体育館等、あらかじめ定めた公共建物等に避難所を設置する。
- (2) 町は、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。(1)の施設のみをもっては収容能力に不足が生じるときは、野外にテント等を設置し対応する。

- (3) 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (4) 町は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

2 避難所開設の連絡

町は避難所を開設したときは、速やかに避難者に周知し、収容すべき住民を誘導保護する。また、直ちに次の事項を知事に報告する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・避難所開設の日時、及び場所・箇所数及び収容員数・開設期間の見込み |
|---|

3 避難所の開設期間と費用

避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とするが、避難が長期化する場合は、状況に応じて開設期間を決定する。

避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲内とする。

4 避難所の運営

町は、避難所を開設したときは、避難所の管理責任者、連絡員を指定し、避難所の自主運営に努める。管理責任者等は、自主防災組織等と協力して、避難所の管理と収容者の保護にあたる。

(1) 避難所の管理

町は、避難所を開設したときは、避難所の管理責任者、連絡員を指定し、避難所の自主運営に努める。管理責任者等は、自主防災組織等と協力して、避難所の管理と収容者の保護にあたる。

また町は、避難者の状況を県に報告し、県は、避難所の管理運営について指導助言を行う。

ア 適切な運営管理の実施

町は、各避難所の適切な運営管理を行う。

この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。

イ 管理者の設置

町は、避難所を設置した場合には、管理者を置き、避難者数の確認、避難者名簿の作成等によりその実態を把握し必要な設備、備品を確保するとともに、避難の長期化に関しては、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

ウ 相談窓口の設置

町は、避難所等に生活・健康問題等に関する相談窓口を設置し、避難者が必要とする情報を適宜提供する。

なお、女性や子どもへの暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。

エ 自主防災組織やボランティアとの協力

町は、避難所内における住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう努め、避難者はそれに協力する。

オ 自治的な組織運営への移行

町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体となって運営する体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

カ 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援

町は、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受取に來ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

(2) 避難所の環境維持

ア 良好な生活環境の維持

町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

イ 健康状態・衛生状態の把握

町は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

ウ 家庭動物への対応

町は、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(3) 男女共同参画

ア 避難所運営への女性の参画促進

町は、避難所の運営において、女性が運営役員として参加するよう配慮し、女性だけの打合せ会を持つなど、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

イ 男女のニーズの違いへの配慮

町は、避難所の運営において、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の物資提供、女性専用の物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定または専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、巡回警備や防

犯ブザー配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

ウ 運営参加者への配慮

町は、避難者が運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

(4) 学校等教育施設の管理者及び教職員による支援

学校等教育施設が避難所となった場合、当該施設の管理者は、避難所が円滑に運営されるよう町に協力する。この場合、管理者は、学校業務に支障のない範囲で、必要に応じた協力・応援を行うよう、教職員に指示する。

また、避難所の開設が長期となった場合、当該施設の管理者は、教育活動の早期再開に支障がないよう、期間、避難者の収容施設等について、町と協議する。

教職員は、本来果たすべき児童生徒・乳幼児の安全確保、安否確認、教育活動の早期正常化等に支障がない範囲で、避難所運営への支援に取り組む。

(5) 学校・社会福祉施設等における避難対策

学校及び社会福祉施設等の管理者は、次の事項を定めた避難に関する要領をまとめ、児童生徒・乳幼児及び入所者等を安全に集団避難させる。

- ・避難実施責任者
- ・避難順位及び編成等
- ・避難責任者及び補助者
- ・避難の要領、措置、注意事項等

(6) 外国人への配慮

町は、外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

(7) 避難行動要支援者の情報提供

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

第6 避難長期化への対処（町民税務班・健康福祉班）

避難が長期化した場合、プライバシーの確保等に配慮するとともに、避難者が必要とする情報の提供に努める。また、町は、避難の長期化を見据えた避難所運営マニュアルを作成し、円滑に避難所を運営する。避難生活が長期化した際には次の事項に留意する。

- ・避難所における自治組織の結成、避難者による自主的な運営の促進
- ・避難行動要支援者である高齢者、障がい者、傷病人等への食料・生活必需品の配慮
- ・避難者のプライバシーの確保、避難者の実態、ニーズの把握
- ・長期化した際に必要となる設備、備品の確保

- 1 町は住民の避難が長期化した場合には高齢者、障がい者、傷病人、乳幼児・妊婦等の処遇について十分配慮する。また避難者の自治組織の結成を促し、避難所が自主的に運営されるよう配慮する。
- 2 町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
また、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努める。
- 3 町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、町への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- 4 県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。
- 5 町は、避難所を指定する際に、併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第7 帰宅困難者対策（総務班）

1 一斉帰宅抑制に関する対応

（1）一斉帰宅抑制の広報

町及び県は、災害発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、町民、企業、学校等関係機関に対し、国と連携して、テレビやラジオ放送等を通じ、むやみに移動を開始せず、職場や学校などの施設内に留まるよう広報を行う。

また、必要に応じ、携帯電話、緊急速報メール、SNSなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の広報についても検討・実施する。

（2）企業及び学校等関係機関の対応

企業及び学校等関係機関は、従業員、顧客、児童生徒・乳幼児等及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関等から提供される災害関連情報等により、施設及び周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒・乳幼児を施設内等の安全な場所へ待機させるよう努める。

（3）大規模集客施設等の対応

大規模集客施設等の管理者は、管理する施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や

関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、町や警察等関係機関と連携し、保護した利用者を一時的な滞在が可能な施設へ誘導するよう努める。

なお、男女別のスペースの確保等にも留意するとともに、要配慮者に対しては、特に十分な配慮を行い、対応するよう努める。

2 帰宅困難者への情報提供

町及び県は、災害に関する情報、交通機関の状況などについて、テレビ・ラジオ放送や携帯電話、ホームページなどを活用し、情報提供を行う。

3 避難行動要支援者への対応

町及び県は、自力での移動が困難な避難行動要支援者について、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

第8 孤立集落の安否確認対策（総務班）

1 通信手段の確保

町は、居住地または避難場所が、道路の寸断、土地の水没などにより孤立化した場合、固定電話、携帯電話、防災無線、衛星携帯電話などの通信手段により住民自らが安否情報を発信するよう周知を図る。

2 通信手段途絶時の対応

孤立した集落の住民は、断線、バッテリー切れ、機械の故障などにより通信手段が使用不可能な場合であっても、旗をたてる、シートを広げる、焚き火により煙をたてる等の手段により、生存の証を伝えるよう努める。

第9 広域避難者への支援（県）

1 町との調整

県は、町より広域避難に関する支援要請があった場合には、県内の受入れ先市町村の選定や紹介などの調整を行う。

2 他都道府県との協議

県は、町からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、被災した町を支援する。

3 避難者情報の提供

県は、「全国避難者情報システム」に基づき、避難者から登録された避難先等に関する情報を、避難前の町や県へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行うよう努める。

4 滞在施設の提供

町及び県は、被災市町村からの広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

5 広域避難者への支援体制の整備

広域避難者が発生した場合は、広域避難者に対しても物資等の供給のほか必要な情報や支援・サービスを受け取ることのできる体制の整備に努める。

第10 在宅避難者への支援（総務班）

1 生活支援の実施

町及び県は、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、食料・物資の供給など生活支援を行う。

それらの支援は町内会や社会福祉協議会など共助に基づくネットワークを主体として進める。

また、町及び県は、在宅避難者等に対し、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

2 避難所等での物資の供給

町は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等の人数、必要とする支援内容等の早期把握に努め、支所や出張所での物資の配布の他に避難所、集落等で物資の供給を行う。

3 支援体制の整備

町は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等が、食料・物資の配布の広報及び必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。

第11 火山災害の警戒避難対策（総務班）

町は、平常時からの火山防災協議会等における検討結果に基づき、気象庁が発表する噴火警報等に対応して入山規制、避難勧告・指示、警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとる。

また、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難勧告等を行うよう努める。

町及び県は、多数の住民等の避難誘導その他の大規模かつ急を要する措置を迅速かつ的確に行わなければならない場合がありうること、噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民等へ避難指示等を行わなければならない場合がありうることに十分留意して災害応急対策を講じる。

また、火山防災協議会における検討を通じて、噴火シナリオや火山ハザードマップを用いて

防災対策や避難対象地域をあらかじめ設定することにより、噴火警戒レベルの導入や改善を共同で行い、避難開始時期や避難対象地域、避難先、避難経路・手段を定める具体的で実践的な避難計画を作成し、訓練を行い、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、近隣市町村、関係都道府県と十分に連携を図る。

加えて、噴火口の位置は、その後の火山現象の影響範囲の予測や避難対象地域の判断等に重要であることから、仙台管区气象台、県、町及び火山監視観測・調査研究機関等は、噴火後速やかに噴火口の特定、噴火に伴い発生した火山現象の種類及び規模の把握に努める。

第15節 応急住宅等の確保

《担当部局：農林建設班》

第1 目的

大規模な災害の発生により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。

このため、町は、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、民間賃貸住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

第2 応急仮設住宅の建設（農林建設班）

町は、応急仮設住宅を建設するための用地を確保するとともに、県が応急仮設住宅を直接建設することが困難な場合、県からの委任を受け、町自ら応急仮設住宅を建設する。

建設場所の選定は、原則として町が行う。建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮し、あらかじめ応急仮設住宅建設用の候補地として、公園、公有地を優先して確保する。ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用することもできるとし、利用しようとしている土地の所有者との土地賃借契約を締結する。

第3 建築資材の調達（農林建設班）

応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、（一社）プレハブ建築協会等関係団体の関係業者とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、供給を要請する。

第4 対象者及び入居予定者の選定（農林建設班）

町長は、次に掲げる被災者のうちから入居予定者の選考を行う。入居者の決定は、その職務を県より委託された場合を除き、知事が行う。

- ・住宅が全壊、全焼または流失したもので、現に居住する住宅がない者。
- ・自らの資力では住宅を確保することができない者は、福祉関係者の意見を聞き、応急仮設住宅に入居させる必要度の高いと認められるもの。（例えば、生活保護法の被保護者及び要保護者、特定の資産のない失業者・寡婦・母子家庭・高齢者・病弱者・身体障がい者・小企業者、これらに準ずる経済的弱者）
- ・災害時に、現実に町に居住している者（住所登録をしていない者を含む。）

第5 応急住宅の維持管理と運営（農林建設班）

1 管理体制

県は応急住宅の適切な管理運営を行うが、状況に応じて、応急住宅の所在地である町に管理を委任する。町長に委任した場合は、知事と町長との間で、管理委託契約を締結する。

2 維持管理上の配慮事項

町及び県は、応急住宅の維持管理に当たっては、安心・安全を確保するため、消防、警察との連携を図り、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアや家庭動物の受入れのルール、必要に応じてNPOやボランティアとの連携・協力を得ながら、応急住宅入居者によるコミュニティの形成と自治会の設立・運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

3 運営上の配慮事項

運営に当たっては、以下の対応に努める。

(1) 安心・安全の確保に配慮した対応

- ア 防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ
- イ 街灯や夜間照明等の工夫
- ウ 夜間の見回り（巡回）

(2) ストレス軽減、心のケア等のための対応

- ア 交流の場づくり
- イ 生きがいの創出
- ウ 悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置
- エ 保健師等による巡回相談
- オ 女性専用相談窓口の整備、男性に対する相談体制の整備

(3) 仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等

- ア 集会所の設置
- イ 仮設スーパー等の開業支援
- ウ 相互情報交換の支援
- エ 窓口の一元化

(4) 女性の参画の推進と生活者の意見反映

- ア 運営における女性の参画推進
- イ 生活者の意見集約と反映

第6 公営住宅の活用等（農林建設班）

町は、被災者の生活を支援するため、既設公営住宅等に空き室がある場合、一時的な居住の場として積極的に活用するとともに、必要に応じ、被災者の住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設等を行う。

第7 民間賃貸住宅の活用等（農林建設班）

災害救助法に基づく応急住宅の整備には一定期間が必要となるため、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、協定を締結している不動産関係団体の協力のもと、町と連携を図りながら、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を積極的に行っていく。

1 町の対応

基礎的な自治体として、被災者の罹災程度の把握や総合的な相談窓口としての対応を図る。

2 配慮すべき事項

民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の特性として、被災者が県内に分散することになるため、情報過疎や様々な支援が行き渡らないといった状況に陥らないように、全国避難者情報システムへの登録の呼びかけを徹底するなど、被災者の避難先の把握に努める。

第8 応急仮設住宅等の入居者等への支援体制の整備（農林建設班）

町は、県等の支援により、被害の規模と地域の実情に応じて、被災者の健康維持と生活を支えるための活動拠点（サポートセンター等）を設置し、孤立防止のための見守りや所要の保健福祉活動、生活再建に関する総合的な相談、地域コミュニティの再構築などの支援体制を整備する。支援に当たっては適切な対応が図られるよう、情報の共有化など、関係機関・団体と連携して取り組む。

第9 住宅の応急修理（農林建設班）

町は、災害救助法が適用された災害により住宅が半焼または半壊の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損箇所を手を加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合に、その応急処理を行う資力がない者に対し、その者に替わって必要最小限の補修を行う。

対象	応急修理の対象は、半焼または半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない住宅で、自らの資力をもってしては修理ができない者とする。（具体的には、生活保護法の被保護者並びに要保護者、特定の資産のない高齢者、障がい者等）
修理の範囲	居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない部分の応急修理に限られる。
修理の期間	災害発生の日から1ヵ月以内に完了する。

第10 要配慮者への対策（農林建設班）

要配慮者の入居を考慮し、地域的な結びつきや近隣の状況をふまえた入居者の選定に努めるものとする。高齢者・障がい者等に対しては、車イス等の使用を考え、段差の処理、手すり等の補助具について考慮する。

第11 支援制度に関する情報提供（農林建設班）

応急仮設住宅等への居住についての支援制度について、早い段階で全体像を被災者に示すとともに、被災者に分かりやすく伝えるための方策について検討する。

第16節 相談活動

《担当部局:総務班・町民税務班・健康福祉班》

第1 目的

大規模な災害が発生した場合、被災者及び被災者の関係者等から家族の消息の問い合わせや各種相談が寄せられるため、防災関係機関と連携して相談活動の体制を整備し、防災関係機関とも連携して住民の要望等に対応する。

第2 町の相談活動の内容（総務班・町民税務班・健康福祉班）

町は、関係機関と連携し、相談を受け、できる限り親切な対応に努めるとともに、必要な場合は県の相談窓口を紹介する等、住民の相談や要望の解決を図る。

安否情報	安否情報は、同居の家族や住民の間だけでなく、町外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であり、迅速で的確な情報の提供を行う。
生活再建相談	生活再建のための経済援助、手続等として、り災証明書の発行、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、資金の貸付け等、倒壊家屋の処理、住宅の応急修理、応急仮設住宅の入居、公営住宅のあっせん、その他生活相談を実施する。
事業再建相談	事業再建のため、町、県及び国による支援事業として、中小企業関係融資、農業関係融資、その他融資制度についての相談及びあっせんを行う。
法律相談	被災に伴って生じる借地、借家等の法律問題や住宅応急修繕、再建等の相談は、弁護士会等法律関係団体及び建築関係団体等の協力を得て、相談を行う。
医療相談	心身の健康に係わる医療問題など、医療関係団体等の協力を得て、相談を実施する。
ライフライン相談	関係機関の協力を得て、ライフラインの被災、復旧状況についての相談を実施する。
消費生活相談	県、警察、弁護士会等の関係機関の協力を得て、契約、解約等に関するトラブル等の消費生活相談を実施する。

第3 相談窓口の設置（総務班・町民税務班・健康福祉班）

町は、住民からの相談や要望に対応するため、相談窓口を設置する。なお、相談窓口を設置した場合は住民に対し周知を行う。

第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

《担当部局：町民税務班・健康福祉班・ふるさと振興班》

第1 目的

大規模な災害が発生した場合、高齢者、障がい者等の要配慮者及び外国人や旅行者に対するさまざまな応急対策が必要となる。町は、災害時要援護者支援マニュアルを作成するとともに、マニュアルをもとに必要な応急対策を速やかに実施し、要配慮者等の安全を確保する。

第2 高齢者・障がい者等への支援活動（健康福祉班）

災害時には障がい者、介護を必要とする高齢者、ひとりぐらし高齢者、保護を必要とする児童、乳幼児・妊婦等（以下「要配慮者」という。）に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。

町は、発災時には、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

1 安全確保

（1）社会福祉施設等在所者

町は、施設在所者（入所者、従事者等）の安否確認を迅速に行い、避難勧告の発令、施設の被災状況に応じ、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導等を行うとともに、施設の危険箇所等の応急修理を行う。

（2）社会福祉施設等以外の要配慮者

町は、あらかじめ登録された要配慮者の在宅情報に基づき、消防団による在宅の要配慮者の安否確認を社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会等の自主防災組織等との連携支援のもとに迅速に行うほか、状況に応じ避難誘導等を行い、避難所等を中心に被災による新たな要配慮者を把握する。

また、未登録の要配慮者に対しても、自治会や町内会などとの連携により把握に努める。

2 支援体制の確立と実施

（1）施設従事者及び必要な物資の確保

町は、施設従事者の不足、日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し確保する。次の緊急援護を実施する場合にも、必要となるマンパワー、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を同様に確保する。

（2）緊急支援

ア 受入れ可能施設の把握

町は、関係機関と連携し、被災による要配慮者の受入れ可能な各社会福祉施設等を把握する。

イ 福祉ニーズの把握と支援の実施

町は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合には、関係機関と施設への入所等に係る調整を行う。

また、本人が在宅で福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等（ボランティア含む）の派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て計画的に実施する。

ウ 福祉避難所の開設

町は、福祉避難所の対象となる避難者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所を開設し、関係機関及び各避難所に対し、福祉避難所の開設について周知するよう努める。

エ 相互協力体制

町は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制により支援を行う。

（3）避難所での支援

ア 支援体制の確立

町は、要配慮者が避難所に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じガイドヘルパーや手話通訳者等による支援体制を確立する。特に、障がい者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品などの福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を要請するなど速やかに対処する。

町は、避難所の援護体制として、相談窓口を設置する。

イ 健康状態への配慮

アレルギー症状や糖尿病・高血圧などの食事療法が必要な要配慮者に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報をもとに個別に対処する。

特に避難場所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

ウ 専門職による相談対応

町は、被災地及び避難所における要配慮者に対し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。

エ 福祉避難所への移送

町は、指定避難所に避難した要配慮者について、福祉避難所への移送が必要と判断する場合は、開設した福祉避難所に移送を行う。

(4) 応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅への入居に当っては、要配慮者に十分配慮し、特に高齢者・障がい者は避難所等での健康状態に応じて、応急仮設住宅への優先的入居や、高齢者・障がい者に配慮した応急仮設住宅の設置等に努める。

また、入居者が従来のコミュニティを維持できるよう配慮する。

第3 外国人への支援活動（町民税務班）

町は、次のとおり災害時に迅速に外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を行うとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。なお、支援活動においては外国人旅行者についても念頭に置いた対応を行う。

- ・把握している在住外国人の現状やニーズを基に作成した防災計画に従い必要な対策を講じる。
- ・地域住民や自主防災組織、関係団体等と連携し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を迅速に行う。
- ・状況に応じ広報車や防災無線等により、外国語による広報も行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を行う。
- ・災害情報等を掲示する場合、災害時多言語表示シート等による外国語による掲示も行い、外国人の不安の解消を図る。
- ・災害時の広報活動等に備え、通訳者等必要な人員の確保を行うとともに、情報提供のためのマニュアルを作成する。

第4 旅行者への支援活動（ふるさと振興班）

町は、災害時の団体旅行者の被災状況について、町内の宿泊施設等から情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。

第18節 愛玩動物の収容対策

《担当部局：町民税務班》

第1 目的

大規模な災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

第2 被災地域における動物の保護（町民税務班）

町は、飼い主の分からない被災または放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから県及び（公社）宮城県獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。

負傷動物を発見したときは、保護収容し、（公社）宮城県獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。

なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

第3 避難所における動物の適正な飼育（町民税務班）

町は、飼い主とともに避難所に避難した動物については、県及び動物愛護ボランティア、飼い主の協力のもとに動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

また、被災地における愛護活動は保健センターを中心に行い、被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。

第19節 食料・飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

《担当部局：総務班・ふるさと振興班・健康福祉班・農林建設班・日本赤十字社》

第1 目的

大規模災害時における住民の基本的な生活を確保するため、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。

なお、被災状況の程度や、避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ、時宜を得た物資の調達に配慮するとともに、夏季・冬季の季節など被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。

また、調達物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

第2 食料（総務班・健康福祉班）

1 食料の調達・供給

町は、備蓄、調達した食料及び国、県等によって調達され引き渡された食料を被災者に対して供給する。

日持ちしないなど備蓄に適さない食料や、全ての必要数を備蓄することが困難な物資、発災から一定時間経過後に必要となる物資等については、関係事業者等との協定により調達を図るなどして、確保する。

2 米穀及び乾パン

（1）調達

県は、非常災害が発生した場合またはそのおそれがある場合において、町の申請等に基づき、炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、農林水産省の支援を得て給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」という。）を調達する。

ただし、災害救助法が適用された場合においては、県または町は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、政府所有の米穀（以下「災害救助用米穀」という。）を調達する。

ア 応急用米穀の調達

県は、町の申請に基づき、必要な応急用米穀の数量等について、東北農政局生産部に対し要請するとともに、東北農政局生産部は、県からの要請を踏まえて、米穀卸売業者、米穀小売業者及び大型とう精場（以下「米穀卸売業者等」という。）手持ち精米を、県または県の指定する者（県または町が取扱者として指定した届出事業者。以下「取扱者」という。）に売却するよう要請する。

また、東北農政局生産部は、必要に応じ、政府所有米穀を供給する。

イ 災害救助用米穀の調達

県は、町からの要請を踏まえ、必要な災害救助用米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）について、東北農政局生産部に要請する。

町は、直接東北農政局生産部に要請した場合は、速やかに県に連絡することとし、県は必要な災害救助用米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）について、東北農政局に要請する。

町は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する県の指示を受け得ない場合には、災害救助法発動期間中に緊急に引渡を受ける必要のある数量の災害救助用米穀について、東北農政局消費・安全部地域課または政府所有食糧を保管する倉庫の責任者（以下「倉庫責任者」という。）に対して直接引き渡すよう、文書により要請する。

ウ 乾パンの調達

町の申請または県が乾パンの供給の必要があると認める場合、県は必要な乾パンの数量等について、東北農政局生産部に対し通知するとともに、東北農政局生産部備蓄分（場合により自衛隊備蓄分）の乾パンを、県または町に引き渡すよう要請する。

(2) 供給

ア 応急用米穀の供給

県は、東北農政局生産部から直接購入した応急用米穀を町に供給する。町は、県から供給を受けた応急用米穀または届出事業者から直接売却された応急用米穀を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。

町は、供給を受けた応急用米穀の全体の数量等について、県に報告する。

イ 災害救助用米穀の供給

県は、東北農政局と売買契約書により契約を締結し、東北農政局から、契約の締結を受けて受託事業者に対して、県または取扱者に引き渡すよう指示された災害救助用米穀を町に供給する。町は、県から供給を受けまたは東北農政局消費・安全部地域課もしくは倉庫責任者から直接供給を受けた災害救助用米穀を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。町は、災害救助用米穀の引渡しを受けたときは、速やかに県に対して当該引渡を受けた災害救助用米穀の日別、倉庫別の種類、等級、数量等を報告する。

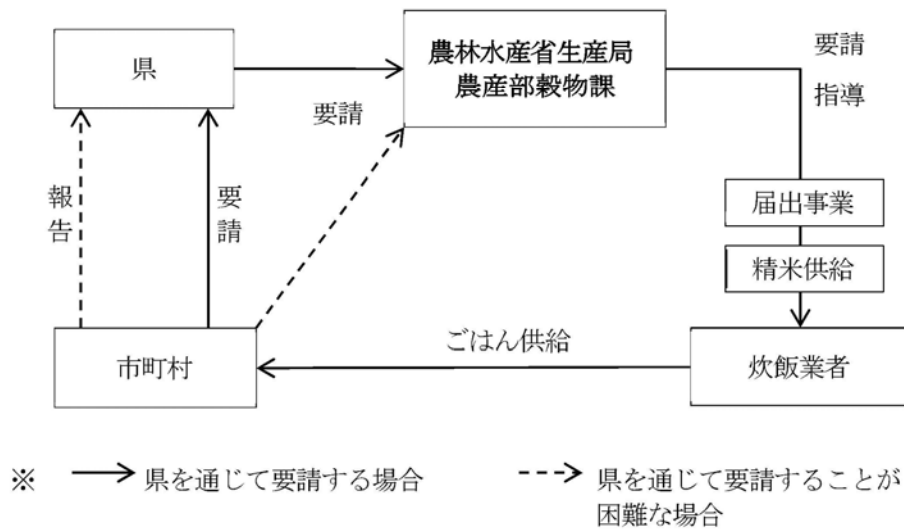
ウ 乾パンの供給

(ア) 県は、東北農政局生産部から直接購入した乾パンを町に供給する。

(イ) 町は、被災者及び災害救助活動従事者に乾パンを供給する。

(ウ) 町は、供給を受けた乾パンの数量等について、県に報告する。

緊急時における食料(精米)の供給体制略図



エ 供給数量

応急用米穀及び災害救助用米穀についての供給数量は、1人あたりの供給数量に、町の要請に基づき県及び東北農政局生産部が必要と認める受給者の数と期間の日数を乗じて得た数量とする。

1人あたりの供給数量は次のとおりとする。

り災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり200 精米グラムの範囲内で知事が定める数量
災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事するものに対して、給食を行う必要がある場合	1食当たり300 精米グラムの範囲内で知事が定める数量

オ 炊出しの実施

町は、災害救助法が適用された災害により、避難所に避難する等炊事のできない者に対し、炊出しその他による食料の供与を行う。炊出しの等の実施にあたっては、現場に現場責任者を配置し、自主防災組織、日赤七ヶ宿町分区等の協力を得て行う。町職員による対応では要員が不足する場合には、県、日本赤十字社宮城県支部等の協力を得て作業を実施する。

3 野菜及び果実

野菜及び果実について、県は町と連携をとりながら需要動向を把握するとともに、農業関係団体等に対して供給協力の要請を行うこととし、被災者に供給すべき野菜及び果実の確保に努める。

4 乳製品

県は、乳製品について、町と連携をとりながら需要の動向を把握するとともに、(一社)日本

乳業協会と連携の上、被災地以外の乳業工場等から応急的調達及び供給に係る調整を行う。

5 水産加工品

県は、各水産加工業協同組合に対して、水産加工品の提供協力の要請を行い、その確保に努める。

6 その他副食品等

その他副食品等について、県は、町と連携を取りながら需要の動向を把握するとともに、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」等に基づき、宮城県生活協同組合連合会やコンビニエンスストア等に対して協力要請を行い、被災者への供給確保に努める。また、必要に応じ、県は、宮城県食品産業協議会、宮城県味噌醤油工業協同組合及び小売業者等に対しても、協力要請を行い、供給に努める。

7 緊急炊き出しの実施

県は、大規模災害発生時に、協定等の締結事業者等の被災や物流の停止により、町からの食料支援要請に伴う食料調達が困難な場合、または国や他都道府県からの食料調達に時間を要する場合は、自衛隊に対し緊急炊き出しの協力要請を行い、食料の供給に努める。

第3 飲料水（農林建設班）

町は、災害により、住民が飲料水を確保できない場合、応急給水により、飲料水の供給を行う。応急給水に当たっては、避難所・医療機関等の重要施設への給水確保について考慮する。

1 給水期間

給水期間は、原則として、災害発生の日から7日間とする。ただし、必要に応じ期間の延長を行う。

2 給水量

災害時における飲料水の確保は、最小1人1日3リットルを目標とするが、復旧状況に応じて順次水量を増加する。

3 給水場所

応急給水の実施場所は、緊急時用貯水施設や配水池等の応急給水拠点による給水のほか、避難所等における給水車等による運搬給水とし、その時間や場所について広報に努める。

4 給水資機材等の調達

給水資機材は、地域内の業者とあらかじめ協議し、所要数量を確保する。ただし、関係業者が被害を受け、町内で給水資機材を調達できない場合は、日本水道協会宮城県支部、知事または隣接市町村に対し、調達のあつせんを依頼する。

水道事業者で構成する(公社)日本水道協会宮城県支部は、「災害時相互応援計画」に基づき応援活動を行う。

【資料8-6】日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」

5 補給用水源

応急給水において、飲料水が不足する場合、学校のプール等の水を浄化し補給用水源として活用する。

6 県の対応

県は、町から応急給水に必要な資機材、人員等について要請があった場合は、市町村間の応援活動の調整を行い、被災状況から判断して必要と認める場合には、厚生労働省または自衛隊等関係機関に対して支援を要請する。

県は、大規模な災害による断水が発生したときは、あらかじめ「災害時における車両の派遣に関する協定」を締結している運送業者に対して、飲料水等輸送のため車両の派遣を依頼し、町で必要な飲料水及び生活用水の供給に努める。

県は、町の水道施設被災による断水に対応するため、広域水道各浄水場及び送水管上に設置する臨時給水所を利用した給水車への供給及び住民への給水を、可能な限り実施する。

第4 生活物資（総務班・ふるさと振興班・健康福祉班・日本赤十字社）

町は、災害により、住民が生活必需品を確保できない場合、生活必需品の供給を行う。

1 支給品目

支給品目は次のとおりとする。

寝具・衣料類・炊事用具・食器・日用品・光熱材料・緊急用燃料・その他

2 物資の調達

町は、民間団体や国との連携により、応急時に必要な物資の迅速かつ的確な調達を行う。町は、町及び周辺市町村が甚大な被害を受けたことにより、自ら生活必需品の調達・供給が困難な場合、広域応援協定を締結している近隣市町村や、県、厚生労働省、その他の関係機関に協力を要請する。

3 物資の供給

町は、被災者等に対し、備蓄物資、民間団体等から確保した物資の迅速かつ的確な供給を行う。供給においては、自主防災組織、自治会、ボランティア等の協力を得ながら必要な数量、品目等を的確に把握し、できる限り過不足なく円滑に行う。

供給する物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

4 県の対応

県は、町から支援要請があった場合、または被害の状況等から判断して必要と認めたときは、県が備蓄している物資等の放出を決定し、毛布等を迅速に供給する。さらに不足が生じる場合は、あらかじめ協定を締結している事業者等から調達し供給を行う

5 日本赤十字社宮城県支部七ヶ宿町分区の活動

日本赤十字社宮城県支部は、緊急に必要とされる救援物資として毛布、携帯ラジオなどが入った緊急セット、キャンピングマットなどが入った安眠セットを備蓄し、被災者のニーズに応じて、遅滞なく配分する。なお、配分にあたっては、町及び県、ボランティア等の協力も得ながら行う。

第5 義援物資の受入れ・配分（総務班・ふるさと振興班・健康福祉班）

町は、県及び関係機関と調整を行い、必要に応じてボランティア団体等の協力を得ながら、義援物資の受入れ、配分等を行う。

1 活動体制

（1）義援物資の受入窓口の設置

義援物資の募集が必要と認められる大規模な災害が発生した場合、町及び関係機関は、相互に連携を図り、直ちに義援物資受入窓口を設置し、義援物資の募集及び受け入れを開始する。

（2）義援物資の把握等

町は、関係機関と調整の上、事前に義援物資の（一時）保管先等を確保（指定）し、受け入れた義援物資の品目、数量等を把握し記録するとともに、分配作業が円滑にできるよう努める。

（3）義援物資の募集

町は、関係機関と調整し、義援物資の募集にあたっては、報道機関等と連携し、義援物資の受入方法等について広報・周知を図る。募集においては、できる限り義援物資の品目及び数量を事前に限定し、団体・企業等に優先的に働きかけを行う。

なお、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、義援物資の受入方法については、品目及び数量を事前に限定するものとし、併せて供給活動をスムーズに行うため流通ネットワークを保持している団体・企業等に優先的に働きかけを行う。

（4）郵便物の料金免除

日本郵便（株）東北支社長が公示した場合は、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社宮城県支部、共同募金会または共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とするゆうパック及び救助用または見舞いの現金書留郵便物の料金免除を実施する。

2 義援物資の配分等

（1）義援物資の仕分け

町は、迅速かつ適切に義援物資を配分できるよう、義援物資の集積場所を定め、義援物資

の仕分けを行う。

(2) 必要数量の把握

町は、必要配分数量を把握するため、避難者等の情報を的確に収集するとともに、必要に応じて仕分け、配布作業に当たるボランティア団体等に情報提供も行う。

(3) 義援物資の配送・管理

義援物資の配送・管理に当たっては、（公社）宮城県トラック協会等の組織的な流通ネットワークを保持している団体・企業等を中心として協力を要請し、資機材や人材、ノウハウ等を活用することで、的確に行う。

(4) 義援物資の配分・仕分け

義援物資の配分・仕分けは、町、県など関係機関との間で調整を行い、必要に応じて自主防災組織、自治会、ボランティア団体等の協力を得ながら迅速かつ適切に行う。町は、配分を行うボランティア等に必要な数量、品目等に関する情報を的確に提供する。また、配分においては、要配慮者に十分配慮する。

第6 燃料の調達・供給（総務班）

1 災害応急対策車両への供給

町及び県は、災害発生時における災害応急対策車両への優先給油を行い、災害対応力の強化に努める。

また、町、県及び防災関係機関等は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対しても、優先給油が行えるよう関係機関との調整に努める。

第20節 防疫・保健衛生活動

《担当部局：健康福祉課班》

第1 目的

被災地、特に避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症等の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、町は、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症の流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮し必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

第2 防疫（健康福祉班）

1 感染症の予防

町は、町防疫班を編成し、次の点に留意し、災害防疫活動を実施する。

- ・感染症予防のため健康調査、指導を行い、感染症の発生状況の把握に努める。
- ・避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。
- ・必要に応じ、家屋内外の消毒等防疫活動を行い、ねずみ族や昆虫等の駆除を行う。
- ・疾病のまん延防止上必要と認めるときは、臨時の予防接種を行う。
- ・必要に応じ、自衛隊に対し防疫活動の協力を要請する。

2 支援の要請

町は、町独自で防疫活動が困難な場合、県、周辺市町、関係機関に支援を要請する。県は、必要に応じて他県、医師会等関係機関への要請等調整を行う。

3 防疫用資器材等の確保

町は、消毒薬その他感染症対策資材の確保が困難な場合、県、周辺市町、関係機関に支援を要請する。県は、消毒薬その他感染症対策資材の確保が困難な場合、他県や厚生労働省に要請する。

第3 保健対策（健康福祉班）

町は、保健師等（1人以上）、栄養士（1人）から保健活動班を編成し、健康相談、健康調査、保健指導、メンタルケア等の保健活動を行う。

1 健康調査・健康相談

(1) 保健指導及び健康相談の実施

町は県と協力して、看護師、保健師等による健康相談等について、個別訪問や、定期的に避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、要配慮者の心身双方の健康状態に配慮をしながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

その際、女性相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための茶話会や季節行事等とあわせて、総合的な対応を図るよう努める。

(2) 避難所や仮設住宅での配慮

避難所を開設した場合、町は、県の指導を得て、各避難所の自治組織の協力を得て、検疫、防疫消毒、集団給食の衛生管理、飲料水の管理、トイレその他施設内の衛生管理の防疫活動を重点的に実施し、避難者の健康管理を図る。

また町は、健康相談等について、十分な空調設備の無い避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制など対策に努めるよう指導する。

特に高齢者は、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病になりやすいため、他者とのコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供する等、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。

(3) 避難所サーベイランスシステムの導入

町は、「避難所サーベイランスシステム」の導入により、感染症の拡大を未然に防止するとともに、避難者の健康状態の把握に努める。

(4) 医療体制の確保

町は、高血圧や糖尿病など慢性疾患患者や、ガンや心筋梗塞などの患者の、医療体制や治療の継続を支援するとともに、必要に応じて食事など栄養指導を実施する。

2 メンタルヘルスケア

被災地、特に避難所においては、大規模災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、町は県の精神科医や他の精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスケア（精神保健相談）を実施する。

3 栄養調査・栄養相談

町は県と協力して、定期的に避難所、炊き出し現場、特定集団給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

また避難生活の長期化が見込まれる場合、避難所で提供する食事の内容・量や衛生管理の支援、栄養補助食品の提供など、栄養バランス改善のための対応を行う。

4 子どもたちへの健康支援活動

町教育委員会及び学校長等は、被災児童・生徒、幼児の体と心の健康管理を図るため、災害の規模等に応じ、保健所、子ども総合センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、

教職員やスクールカウンセラーによるカウンセリング、電話相談等の実施に努める。

第4 食品衛生活動（健康福祉課班）

町は、県に対し、食品衛生監視員等の避難所等への派遣を要請し、食品の衛生的な取扱い、加熱処理、食用不適な食品の廃棄、器具・容器等の消毒等について必要に応じ指導を依頼する。

また、食品衛生監視員の食品の集積場所等への派遣を要請し、食品配送等における衛生確保の状況について、必要に応じて指導を依頼する。

食中毒発生時は、食品衛生監視員を派遣を要請し、原因施設の調査、食品の検査等を依頼し、被害の拡大防止に努める。

第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬

《担当部局：町民税務班・白石警察署・仙南地域広域行政事務組合消防本部・消防団》

第1 目的

大規模な災害による火災、建物倒壊、土砂災害などで死者、行方不明者が生じた場合、町は、防災関係機関との連携により、これらの搜索、処理を速やかに行う。

第2 遺体等の搜索（町民税務班・白石警察署・仙南消防本部・消防団）

町は、災害救助法が適用され、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状態から既に死亡していると推定される者の搜索を行う。

警察官及び防災関係機関は、検視（死体調査）、死亡者の措置及び行方不明者の搜索等に関し相互に協力する。

町は、警察と協力し、消防団、地域住民、団体等の協力を要請し、必要な資機材を借り上げ搜索を行う。

行方不明者の届出窓口は町民税務課とする。また、同じ窓口で安否確認もできるよう情報の一元化（行方不明搜索願の申請者、誰が安否の確認をしたか等）を図る。

第3 遺体の検視（遺体見分）・収容（町民税務班・警察署）

- 1 町は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体の処理ができない場合に、警察等の検視、医師による死亡確認を経た上、遺体の一時保存・検案、洗浄、縫合、消毒などの処置を行う。また、死体の適正な保存のため、必要な棺やドライアイス等の確保に努める。
- 2 町は被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。被害が集中し、遺体の収容や収容所の設営が困難となった場合、町は、周辺市町村へ協力要請を行い、要請された市町村は、設置、運営に協力する。
- 3 警察は、警察官が発見した遺体及び警察官等に届け出があった遺体または変死体等について検視（死体調査）を行う。
- 4 町は、警察官と緊密な連絡をとり、検視（死体調査）または検案を経ないで死亡届出が出された遺体の数及び警察で検視（死体調査）を実施した遺体の数を把握し、災害による死傷者を逐次把握する。

【資料13-1】遺体の一時保存予定場所

【様式4】遺体処理台帳

第4 遺体の火葬、埋葬（町民税務班）

- 1 町は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため火葬・埋葬を行うことが困難な場合、または死亡した者の遺族がない場合に火葬及び応急的な埋葬を行う。
- 2 町は、被災による死体の火葬・埋葬に関する計画を事前に策定する。
- 3 県は、遺体の処理については、火葬場、柩等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、柩の調達、遺体の搬送の手配等を実施する。
また、被災状況から判断して必要と認める場合には、直接若しくは厚生労働省を通じて他都道府県からの支援を要請する。
なお、遺体については、その衛生状態に配慮するとともに、取扱いについては、遺族の心情を十分配慮する。
- 4 身元の判明しない遺骨は、公営墓地または寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。
- 5 町は、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、遺体安置所等に相談窓口を設置する。

【資料13-2】火葬場

【資料13-3】埋葬予定場所

【様式5】埋葬台帳

第22節 廃棄物処理活動

《担当部局：農林建設班・町民税務班》

第1 目的

大規模な災害発生時には、建築物の倒壊、流失等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、町は、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図る。

第2 災害廃棄物の処理（農林建設班・町民税務班）

- 1 被災市町村においては、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法の検討に努める。
- 2 県は、災害廃棄物の広域処理について、適切な処理処分方法を市町村に助言する。
- 3 町または事業者は、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。
- 4 町または事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第3 処理体制（農林建設班・町民税務班）

- 1 町は、被災直後から、一般廃棄物処理施設、下水道処理施設の被害状況、仮設トイレの必要数、生活ごみの発生量見込み、建築被害とがれきの発生量の見込み等について情報収集を行い、県に報告する。
- 2 町は、町地域防災計画に基づき、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。
- 3 町は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等資材が不足する場合には、県に対して支援を要請する。
- 4 県は、町からの要請があった場合または被災状況から判断して必要と認める場合には、県内の他の市町村及び関係団体等に対して、広域的な支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。

また、県域を越える対応が必要と認める場合は、環境省に対して支援を要請する。

第4 処理方法（農林建設班・町民税務班）

住民は、廃棄物を分別して排出するなど、町の廃棄物処理活動に協力する。

町は、避難所の生活環境を確保し、被災地の衛生状況を保持するため、以下の措置を講じる。

1 ごみ処理

町は、災害発生後の道路交通の状況等を勘案しつつ、速やかに収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。

2 災害廃棄物

町は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

応急活動後は、処理・処分の進捗状況を踏まえ、がれきの破砕・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルに努める。また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

がれきの処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。

3 し尿処理

町は、被災者の生活に支障が生じることがないように、し尿の汲み取りを速やかに行うとともに、仮設トイレやマンホールトイレの設置をできる限り早期に完了する。なお、仮設トイレの設置に当たっては、高齢者、障がい者等要配慮者への配慮を行うとともに、男女別の設置、女性や子どもが安全に行ける場所への設置に配慮する。

また、水道や下水道の復旧に伴い水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

第5 事業者の処理責務（事業所）

事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物について、二次災害及び環境影響の発生防止を考慮しながら、適正な処理を進める。

第23節 社会秩序の維持活動

《担当部局：総務班・ふるさと振興班・白石警察署・自主防災組織》

第1 目的

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。大規模な災害発生においては、市場流通の停滞等により、食料、生活必需品の物不足が生じ、この際に売り惜しみ、買い占め等が起こるおそれがある。

このため、県等の関係機関と連携し、被災者の生活再建へ向けて、物価の監視を実施し、さらには流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講じる。

第2 生活必需品の物価監視（総務班・ふるさと振興班）

- 1 県は、被災地における生活必需品の買い占め、売り惜しみ及び便乗値上げの発生を防止するため、国（内閣府、農林水産省、経済産業省等）及び町と連携を図りながら、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じ事業者及び関係団体への指導・要請並びに住民への情報提供を行う。
- 2 東北経済産業局は、特に必要があると認められるときは、生活必需品等の物資の生産、集荷または販売を業とする者に対し、災害対策基本法第78条第1項の規定に基づき当該物資の保管命令または収用を行う。
- 3 町は、県と協力して、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じ地域の商店、ガソリンスタンド等や関係業界に対し物資の安定供給を要請する。

第3 警察の活動（白石警察署）

- 1 被災地及びその周辺において、警察は治安情報の積極的な発信及び自主防犯組織等と連携したパトロールや生活の安全に関する情報の浸透を行い、速やかな安全確保に努める。
また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。
- 2 県公安委員会は、発生した災害の被害規模に応じて、速やかに警察災害派遣隊の援助要請を行う。
- 3 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めると

ともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第24節 教育活動

《担当部局：教育班・学校長・保育所長》

第1 目的

県及び町の教育委員会並びに私立学校設置者は、災害により教育施設等が被災し、もしくは児童生徒または乳幼児等の被災により通常の教育を行うことができない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧、児童生徒または乳幼児等の教育対策等の必要な措置を講じる。

第2 避難措置（教育班・学校長・保育所長）

学校等の校長または保育所長等は、災害が発生した場合、町長が避難の勧告もしくは指示を行った場合等においては、児童生徒・乳幼児等の安全の確保を図るため、次の措置を講ずる。

1 在校所時の措置

（1）災害発生直後の対応

災害発生後、速やかに安全な一時避難場所に児童生徒・乳幼児等の避難の指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被災状況の把握に努める。

（2）安全の確認

災害情報の収集に努め、周辺の安全状況を把握し、一時避難場所では安全が確保できないと判断される場合、その地域で最も安全な避難場所に移動する。最終的に安全を確認した後、速やかに保護者と連絡を取り、引渡し等の適切な措置を講じる。

（3）校所外活動時の対応

遠足等校所外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導等を行い、速やかに学校長等へ状況を報告する。

2 登下校時及び休日等の状況把握

登下校時及び夜間・休日等に災害が発生した場合、保護者等と連絡を取り、児童生徒・乳幼児等の安否確認及び状況把握に努める。

3 保護者への引渡し

（1）校所内の児童生徒・乳幼児等への対応

警報発令中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒・乳幼児等を校所内に保護する。その際、迎えに来た保護者も同様に校所内に保護する。

（2）帰宅路の安全確認

被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校所内に保護を行い、安全が確実なものと判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。

(3) 保護者と連絡がつかない場合の対応

保護者と連絡がつかない場合や保護者がおらず引渡し不可能的な場合についても同様に校所内に保護する。

第3 学校等施設等の応急措置（教育班・学校長）

県及び町の教育委員会並びに私立学校等設置者は、相互に協力し教育施設等を確保して、教育活動を早期に再開するため、次の措置を講じる。

1 公立学校等

- (1) 校長等は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。
- (2) 当該施設を所管する教育委員会及び町は、速やかに被害の状況を調査し、関係機関への報告等、所要の措置を講じた上で必要な場合には、応急復旧を行う。

2 私立学校等

- (1) 私立学校等の校長等は、施設が被災したときは、災害の拡大防止のための応急措置に努めるとともに、速やかに被害状況を調査し、町に報告する。
- (2) 私立学校等の設置者は、当該施設の応急復旧の実施計画等を策定した場合も同様に町に報告する。

3 社会教育施設、社会体育施設

- (1) 施設管理者は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。
- (2) 当該施設を所管する教育委員会及び町は、速やかに被害の状況を調査し、応急復旧を行う。

第4 教育の実施（教育班・学校長）

1 公立学校等

校長等は、被災の状況により授業が実施できないと判断した場合、速やかに、臨時休校の措置をとる。また、正規の授業が困難な場合は、応急授業等が開始できるよう速やかに次の措置を講じる。

(1) 教育の実施場所の確保

ア 教育委員会は、校所内での授業が困難な場合、場所及び収容人員等を考慮して、公民館、その他公共施設または隣接学校の校舎等を利用できる措置を講じる。

イ 教育委員会は、教育の実施場所の確保が困難な場合、または状況に応じて仮設校舎の構築を検討する。

(2) 教職員の確保

校長等及び教育委員会は、教育の応急的な実施に必要な教職員の確保に努める。

(3) 教育の方法

災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業、分散授業等を行い、授業時間数の確保に努める。

2 私立学校等

私立学校等においても、教育の応急的な実施に努め、その実施に当たり、県は必要に応じ指導助言する。

【資料14-1】学校施設

第5 心身の健康管理

県教育委員会は、スクールカウンセラーの派遣や心のケアに関する研修会の実施などにより、被災した児童生徒等及び教職員の心のケアに努める。また、教育委員会及び学校等は、必要に応じて、臨時の健康診断を実施するなどして、被災した児童生徒等の健康管理に努める。

第6 学用品等の調達（教育班・学校長）

町は、災害により学用品等を喪失またはき損し、就学上支障のある学校等の児童生徒等に対し、災害救助法に基づき、学用品等の給与に努める。

支給対象者	災害により住宅に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、必要な教材等を喪失、き損し、就学に支障を生じている児童、生徒とする。
支給範囲	教科書及び教材（教育委員会に届け出または承認を受けて使用しているもの）、文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）、通学用品（運動靴、かさ、かばん、長靴等）とする。
支給の期限	教科書及び教材については、災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品については災害発生の日から15日以内とする。ただし、やむを得ない場合または特別な事情がある場合は、県に期間の延長を要請する。

第7 給食（教育班・学校長）

町及び町教育委員会は、給食施設・設備等の復旧や関係機関等との調整を行い、速やかな学校給食再開に努める。

町及び町教育委員会は、通常の学校給食が提供できない期間においても、食中毒や伝染病等の発生予防のため衛生管理の徹底を図りながら、必要な措置を講ずる。

また、伝染病等の発生予防など、衛生管理の徹底を図る。

第8 学校等教育施設が地域の避難場所・避難所になった場合の措置（教育班・学校長）

避難所となった施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに町は、避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講じる。

- 1 町は、避難所等に管理責任者を置き、当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに自主防災組織等と十分協議しながらその運営にあたる。
- 2 当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会は、避難所等の運営に積極的に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、避難所として利用している施設の範囲等について、町、県教育委員会等との間で適宜、必要な協議を行う。
- 3 町は、指定避難所とは別に、災害発生時において避難場所・避難所として利用できる協定を締結した私立の学校法人等とも同様の対応を講じる。

第9 災害応急対策への生徒の協力（教育班・学校長）

校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救済活動・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。

第10 文化財の応急措置（教育班・学校長）

被災した文化財の所有者または管理者は、その文化財の文化的価値を最大限に保存するよう努めるとともに、速やかに被害の状況を町または県教育委員会に連絡し、その指示に従って対処する。

町教育委員会は、速やかに、町指定文化財の被害の状況を把握し、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行う。

【資料14-2】指定文化財

第25節 防災資機材及び労働力の確保

《担当部局：総務班・ふるさと振興班・農林建設班》

第1 目的

大規模な災害時において、速やかな応急対策を実施するため、防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の調達・確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため、町は、発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう万全を期す。

第2 緊急使用のための調達（総務班・農林建設班）

町は、建設業者等の協力を得て、応急対策活動のための防災用資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。

各防災関係機関は、防災活動、救助活動に必要な防災資機材等の調達について、相互に連携を図るとともに、必要に応じて民間等への協力を要請する。

自主防災組織等は、自主防災活動等に必要な防災資機材の調達について、町へ要請する。

第3 労働者の確保（総務班・ふるさと振興班・農林建設班）

災害対策を実施するための必要な労働者の確保は、原則としてそれぞれの災害対策実施機関において行い、その手段として次の措置を講じる。

- ・ 関係機関の常備労働者及び関係業者労働者の動員
- ・ 公共職業安定所のあっせん供給による労働者の動員
- ・ 他機関からの応援派遣による技術者等の動員
- ・ 従事命令等による労働者等の強制動員

第4 応援要請による技術者等の動員（総務班・ふるさと振興班・農林建設班）

町及び防災関係機関は、自ら技術者等の確保が困難な場合、次により他機関に必要技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

1 指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対する職員派遣要請手続

町長が、指定行政機関または指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書をもって要請する。

- ・ 派遣を要請する理由
- ・ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ・ 派遣を必要とする期間
- ・ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ・ その他職員の派遣について必要な事項

2 知事に対する職員のあっせん要求手続き

町長が、知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県または他の市町村の職員派遣のあっせんを要求する場合は、次の事項を記載した文書をもって要求する。

- ・派遣のあっせんを求める理由
- ・派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ・職員を必要とする期間
- ・派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ・その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

第5 従事命令等による応急措置の業務（総務班・ふるさと振興班・農林建設班）

災害応急対策を緊急に行う必要がある場合、各関係機関は、各法律に基づく従事命令等による応急業務を行う。

1 知事の従事命令

応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲は次のとおりである。

- ・医師、歯科医師または薬剤師
- ・保健師、助産師または看護師
- ・土木技術者または建築技術者
- ・大工、左官またはとび職
- ・土木業者または建築業者及びこれらの者の従事者
- ・自動車運送業者及びその従事者

2 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させる。

3 保管命令等

救助のため管理、使用、収用できるもの、また、保管させることができるものは次のとおりである。

- ・応急措置を実施するため特に必要と認める施設、土地、家屋若しくは物資で知事が管理し、使用し、または収用することが適当と認めるもの。
- ・応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、知事がその所有者に保管させることが適当と認められるもの。

4 保管命令対象者

病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、保管若しくは輸送を業とする者。

第6 労働の配分（総務班・ふるさと振興班・農林建設班）

各応急対策計画の実施担当者は、労働力の必要がある場合は労働の目的、所要人数、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、町災害対策本部に労働供給の要請を行う。

町災害対策本部は、労働供給の円滑な運営を図るため各担当責任者からの要請をとりまとめ必要人数を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

第26節 公共土木施設等の応急復旧

《担当部局：農林建設班・ふるさと振興班・町民税務班・県大河原土木事務所・東北地方整備局・仙南地域広域行政事務組合》

第1 目的

道路等の交通基盤、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、大規模な災害の発生時の応急対策活動において非常に重要な役割を果たすものである。このため、これらの施設の管理者は、それぞれの応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

第2 道路施設（農林建設班）

道路管理者は、道路施設の被害を把握し、被害が発生した場合、応急復旧を実施する。

1 緊急点検

道路管理者は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、維持管理者等を指揮して情報の収集に努める。

避難所へのアクセス道路等について、道路啓開・除雪等の必要な措置を講じる。

2 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が被害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努めるとともに、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

ア 道路管理者は、農道を緊急輸送車両等の通行に使用する場合、関係機関と協議して交通の確保に努める。

イ 幹線農道は避難路、延焼遮断帯ともなるので早急に被害状況を把握し、応急復旧を行う。

ウ 道路管理者は、円滑な救援活動の実施や日常生活を確保するため、迂回路として重要な役割を果たす林道整備の他、防災機能を発揮する付帯施設を整備する。

3 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

4 対策情報の共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策などには、国及び県との情報の共有化に努める。

第3 河川管理施設（農林建設班）

河川管理者は、災害発生時直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。河川管理施設が被災し、浸水被害の発生や拡大により二次被害が発生するおそれが生じた個所については、緊急に応急復旧工事を実施し、被災施設については、速やかに災害復旧工事を実施するものとする。さらに、施設等の使用規制については、関係機関と連絡をとり、二次災害の防止に努める。

河川管理施設が、破壊、崩壊、沈下、亀裂等の被害を受けた場合は、特に浸水や余震、豪雨による被害拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。

第4 砂防・地すべり・治山関係施設（農林建設班）

施設管理者は、災害発生後に砂防施設、急傾斜地崩壊対策施設の点検を実施し、破壊・損傷等の被災箇所の発見に努め、被害があった場合は早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次災害の防止に努める。

第5 ダム施設（ふるさと振興班・県土木事務所・東北地方整備局）

ダム管理者は、災害発生後、直ちにダムの臨時点検を実施する。また、二次災害の防止対策として、災害発生後十分な施設の点検・現地調査を行い、被害状況等を把握する。ダム施設が被災した場合においては、関係市町村や関係機関等に通知するとともに、被害の発生、拡大を防止する措置と早急に災害復旧工事を実施する。

東北地方整備局は、災害発生後は直ちに臨時緊急点検を実施するとともに、これらの被災状況等を把握し、二次災害防止のために必要な措置を速やかに行う。ダム施設の操作に当たっては、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、住民に周知する。

第6 公園施設（ふるさと振興班）

ダム公園施設管理者は、災害発生直後、パトロール等により緊急点検を実施し、施設の安全を確保するとともに、被害等が発生した場合は、応急復旧を実施する。

第7 農地・農業施設（農林建設班）

町は、農地、農業施設に係る二次災害を未然に防止するため、次の安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- 1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。
- 2 災害により農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。

- 3 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。
- 4 地盤沈下等により湛水状態となった農地については、排水ポンプ車の配備等により速やかに排水を行う。

第8 廃棄物処理施設（町民税務班・仙南地域広域行政事務組合）

- 1 仙南地域広域行政事務組合（角田衛生センター・仙南リサイクルセンター）は、一般廃棄物処理施設に被害が生じた場合、速やかに応急復旧を行うとともに、二次災害の防止に努める。
- 2 県は、町が行う一般廃棄物処理施設の応急復旧に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。
- 3 町及び県は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- 4 災害廃棄物処理に当っては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- 5 災害廃棄物処理に当っては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止または住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

第9 被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施（農林建設班）

県は、被災建築物に係る応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定の円滑な実施のため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、町、関係団体との連絡体制整備に努める。

- 1 被災建築物の応急危険度判定業務は、基本的に町が実施し、県は必要な各種の支援を行う。
- 2 町は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行い、県は支援実施計画を作成する。
なお、判定の実施にあたっては、避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促す。
- 3 被災宅地の危険度判定業務は、町の災害対策本部が実施し、県は必要な支援を行う。
- 4 県は町の要請を受け、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を行う。また、関係団体とそれらの派遣について協議を行う。

第10 県自らが管理または運営する施設に関する方針（県）

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

（1）各施設に共通する事項

- ア 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- イ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ウ 出火防止措置
- エ 飲料水、食料等の備蓄
- オ 消防用設備の点検、整備
- カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

（2）個別事項

- ア 病院、療養所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能または困難な者の安全確保のための必要な措置
- イ 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、
 - （ア）当該学校等が、所在町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
 - （イ）当該学校等に保護を必要とする児童・生徒等がいる場合（たとえば特別支援学校等）のこれらの児童・生徒等の安全確保のための必要な措置
- ウ 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能または困難な者の安全確保のための必要な措置。なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- （1）災害対策本部またはその支部が置かれる庁舎等の管理者は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、救援、避難活動が円滑に実施できるよう応急復旧を速やかに行うほか、次に掲げる措置をとる。また、災害対策本部等を都府県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。
 - ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- （2）県は、町地域防災計画等に定める避難場所または応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。
- （3）県は、町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力する。

3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物または施設については、施工者は、原則として工事を中断する。

第27節 ライフライン施設等の応急復旧

《担当部局：農林建設班・東北電力(株)・液化石油ガス販売事業者・(一社)宮城県LPガス協会・東日本電信電話(株)》

第1 目的

災害により上下水道・電気・ガス・電話等のライフライン施設が被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市機能が著しく低下し、住民の生命、身体財産が危険にさらされることとなることから、ライフライン被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。

このため、災害時においては、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保するとともに、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努め、必要に応じ広域的な応援体制をとるよう努める。

なお、町は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

第2 水道施設（農林建設班）

1 被害の拡大防止

町は、災害時、直ちに施設等の被害状況を調査し漏水等の被害があれば、直ちに給水停止等の措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

2 応急復旧

町は、応急復旧に当たって速やかに応急復旧計画を作成し、備蓄資機材等を活用し、応急復旧活動を迅速に行う。なお、応急復旧に当たっては、応急復旧計画に基づき、取水、導水、浄水施設等の基幹施設及び医療機関等の重要施設に配水する管路について優先的に応急復旧を行う。

3 応援の要請

町は、応急復旧活動に必要な資機材、技術者等に不足が生じた場合は、県に対し、応援のあっせんを要請する。

県は、町から応急復旧活動に必要な資機材、技術者等について応援要請があった場合は、(公社)日本水道協会宮城県支部と連携を図りながら水道事業者間の応援活動の調整を行い、被災状況から判断して必要があると認める場合には、厚生労働省等に対して支援を要請する。

4 応急給水

町は、被災により水道施設から給水を受けられない住民に対して、仮設給水栓による給水や給水車等による応急給水を行う。

また仮設給水場の周辺住民は水道事業者等の給水活動の支援に努める。

5 応急給水の住民への周知

町は、応急給水場所、時間、復旧の見通し等について広報し、放送媒体等を通じて住民に周知する。

6 応援活動

町は、(公社)日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」に基づいて応援活動を行う。

第3 公共下水道施設（農林建設班）

町は、公共下水道施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、下水の排除及び処理機能を確保するため、迅速かつ的確な応急復旧に努める。

1 管渠

町は、管渠施設の構造、機能的被害を調査のうえ、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設管渠の布設等により下水排除機能の確保に努める。

2 ポンプ施設、終末処理場施設

町は、ポンプ施設、終末処理場施設の構造、機能的被害を調査のうえ、下水排除機能の確保に努める。

3 広報活動

終末処理場が被災により機能不全に陥った場合、未処理または不十分のままに処理水が放流されることになる。町は広報を行い利用者に節水による下水使用の低減を呼びかけ、処理場周辺の環境汚染を防止する。

第4 電力施設（東北電力(株)）

電気事業者は、電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、次の必要な応急措置を実施する。

1 要員の確保

電気事業者は、供給区域内において、災害が発生した場合、復旧要員を非常呼集する。

2 店所間応援の要請及び派遣

被害が甚大で当該店所のみでは、早期復旧が困難である場合は、他店所に応援を要請する。

3 広報活動

電気事業者は、災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合は、停電による社会

不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報活動を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 復旧資材の確保

対策組織の長は、予備品、貯蔵等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、現地調達、対策組織相互の流用、他電力からの融通等により速やかに確保する。

また、災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要になり、この確保が困難と思われる場合は、町の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

5 危険予防措置

電気事業者は、電力需要の実態を考慮し、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。

6 応急工事

電気事業者は、災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案し、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

災害時における具体的応急工事については、ヘリコプター、車両等の機動力を活用し、応急復旧用資材、移動用機器、流用可能機器、貯蔵品等を用いて応急復旧措置を迅速に行う。

災害時における作業は、通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。

発電設備	共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
送電設備	ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、仮復旧を迅速に行う。
変電設備	機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用により応急措置で対処する。
配電設備	非常災害仮復旧標準工法による迅速、かつ、確実な復旧を行う。
通信設備	可搬型電源、衛星通信設備（可搬型）、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

第5 ガス施設（液化石油ガス販売事業者・（一社）宮城県LPGガス協会）

ガス事業者等は、ガス施設の応急復旧及びガス供給を確保するため、次の必要な応急措置を実施する。

1 液化石油ガス販売事業者

液化石油ガス販売事業者は、大規模な災害の発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。

(1) 応急措置と応援要請

液化石油ガス販売事業者は、気象警報等により発生が予想される段階で、直ちに緊急資機材の完備を確認し、ついで情報の収集（電話等）によって被害状況を掌握する。被害状況を把握後、被災した供給先に急行し、必要な措置を実施して二次災害を食い止めるとともに、緊急時連絡体制に基づき、（一社）宮城県L Pガス協会の各支部及び宮城県L Pガス保安センター協同組合各支所に連絡する。

供給先の多くが被災した場合及び水害時の容器流出の場合、速やかに（一社）宮城県L Pガス協会の各支部（支部長または事務局）及び宮城県L Pガス保安センター協同組合各支所に応援要請の措置をとる。

(2) 緊急点検

供給全戸を訪問し、作動した各安全器の復帰を含めた各設備（特に埋設管や地下ピット）の緊急点検等を実施する。その際、配管の破損、ガス漏れ、容器の転倒、接続部のはずれの有無等の被害状況の把握に努め、結果は（一社）宮城県L Pガス協会の各支部及び宮城県L Pガス保安センター協同組合各支所に連絡する。

(3) 応援体制

液化石油ガス施設が直接被災しなかった場合は、供給先の多くが被災した他の液化石油ガス販売事業者について情報（水害時は、容器流出についての情報）を（一社）宮城県L Pガス協会の各支部（支部長または事務局）及び宮城県L Pガス保安センター協同組合各支所から入手し、応援に急行する。

(4) 情報提供

被災の概況、復旧の現況と見通し等（水害時は、流出容器の搜索状況と発見についての報告）について、（一社）宮城県L Pガス協会の各支部（支部長または事務局）及び宮城県L Pガス保安センター協同組合各支所に適宜、情報の提供を行う。

2 （一社）宮城県L Pガス協会

（一社）宮城県L Pガス協会は、災害が発生した場合は、迅速かつ的確に次の事項について行うため、各支部及び宮城県L Pガス保安センター協同組合各支所間との必要な連絡調整を行うとともに、機能が有効に稼働するよう体制の充実強化に努めるとともに、次の対策を講じる。

- ア 二次災害防止のための緊急措置と応急措置の実施
- イ 応急供給の実施
- ウ 被害状況及び復旧状況の確認調査と報告
- エ 緊急資機材の受入れ及び応援隊の受入調整
- オ 二次災害防止のための広報活動

3 町及び県

町及び県は、販売事業者及び（一社）宮城県L P ガス協会が実施する対策に関して適宜情報を収集し、関係機関の調整を図ることによって、二次災害の防止と被災状態の復旧（カセットコンロの確保、液化石油ガスの提供等）について支援する。

4 関東東北産業保安監督部東北支部

関東東北産業保安監督部及び県は、災害発生の防止または公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、液化石油ガス販売事業者及びガス事業者に対し必要な命令、禁止、その他の措置をとる。

第6 電信・電話施設（東日本電信電話(株)）

電気通信施設が被災した場合には、公共機関などの通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化防止を図ると共に、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を図る。

1 応急対策の内容

通信施設の被害が発生した場合は、最小限の通信の確保を行うため、次の各号の措置をとる。

- ア 非常用可搬型交換装置の出動
- イ 衛星通信装置、可搬型無線装置などの出動
- ウ 移動電源車の出動
- エ 応急ケーブルによる措置

2 応急措置

通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の措置をとる。

（1）最小限の通信の確保

広範囲な家屋の倒壊、焼失などによって通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限度の通信ができるよう努める。

（2）特設公衆電話の設置

- ア 町指定の避難所等に、必要に応じて特設公衆電話を設置する。
- イ 孤立化する地域をなくすため、地域ごとに特設公衆電話を設置する。
- ウ 広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。

（3）回線の応急復旧

電気通信設備の被災に対処するため、回線の応急復旧作業を迅速に実施するが、通信が異常にふくそうした場合は、次の措置を講じる。

- ア 設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。
- イ 被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（web171）を提供し、ふくそうの緩和を図る。
- ウ 被災地に指定する地域及び期間において、り災者が発信するり災状況の通報または、救護

を求める115番により「非常扱い電報」「緊急扱い電報」として他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

3 被災地情報

N T Tの有する通信回線等を活用して、臨時の情報ネットワークを提供し、被災地での生活等に必要な情報の流通を支援する。

第28節 農林業の応急対策

《担当部局：農林建設班・施設管理者》

第1 目的

大規模災害により、農業生産基盤、林道・治山施設、養殖施設等施設被害のほか、畜産肥料の不入荷による家畜等の被害、燃料、電気の途絶による施設園芸等のハウス作物被害といった間接的な被害が予想される。このため、県、町、各関係機関は、相互に連携を保ちながら、被害を最小限にとどめるため、的確な対応を行う。

第2 農業用施設（農林建設班）

町及び県は、農地、農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- 1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。
- 2 風水害等により農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。
- 3 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

第3 林道、治山施設（農林建設班）

町及び県は、林道、林地、治山施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施する。

- 1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設等の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。
- 2 林道、林地、治山施設が被災した場合、被災施設等の重要度を勘案し、早急に応急復旧等の工事を実施する。

第4 農産物業（農林建設班）

1 活動体制

農業に関する災害対策の総合的かつ一元的な体制を確立し、農業生産の安定を期するため、町

長は災害対策本部活動要領に定めるもののほか、農業委員会及び農業関係機関、団体と協議し、必要に応じて災害対策本部を設置し、災害の予防及び拡大防止に努める。

2 湛水対策

地盤沈下等により湛水状態となった農地については、移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。

3 営農用資機材の確保

(1) 営農機材

必要に応じて、農業協同組合等が保有する農業機械の確保・使用について相互調整を行うとともに、不足が生じた場合は県に営農機材の購入あっせんを要請する。

(2) 営農用資機材

稲、麦、大豆種子については、播種可能な期間中に直ちに対応できるよう、必要量の確保・供給に関し、安定供給のための必要な対策を講じる。肥料、農薬、野菜種子、飼料等について、必要に応じ確保、あっせん等の対策を講じる。

4 農作物に関する応急技術対策

(1) 共通対策

イ 再播種等の実施

播種等可能な期間中に災害が発生した場合は、直ちに再播種か再定植を行う。

ロ 作付転換の実施

生育時期により作付転換を要する程度の被害を受けた場合は、適時適切な作物に転作をする。

(2) 水稲

大雨に備え、排水路の整備（ゴミの除去や草刈り）や排水機場の稼働体制を整える。

冠水田では早期排水により、できるだけ早く葉の一部を水面から出すようにする。

台風通過後には、用水路や排水路にゴミがつまり水の流れが悪くなっている所があるので、巡回を徹底し排水改善に努める。

用排水路、けい畔等が破損し、水不足が発生した場合、損壊個所の修復を行い用水の確保を図る。用水不足時は、地域ごとに用水計画をたて、栽培管理にあたっては、生育に応じた節水栽培を行う。

また、軟弱地盤地帯での苗の埋没、浮き上がり、横倒し、泥水の冠水などの被害や液状化に伴う噴砂現象による堆砂被害が発生した場合、応急対策として、補植、植え直し、土砂の撤去等を行う。

凍霜害については、育苗期間の降霜情報に注意し、保温のための対策を行う。

(3) 畑作物（野菜類）

ほ場の復元に努めるとともに、被害を受けた作物の草勢の維持回復に努め、回復不能な場合は、代替作物等の手当を行う。

水害時は、速やかに排水を図る。冠水した場合は、乾かないうちに動噴等を利用して、清水で茎葉の泥を洗い流す。また、軽く中耕して、土壌への通気を図り、生育回復を図るため速効性肥料を追肥する。退水後、病虫害防除のため、薬剤散布を行う。回復不可能な場合は、速やかに転作する。

干ばつ時は、根をいためないように浅く中耕して水分の蒸発を防ぐ。マルチ、敷ワラ等を行う。灌水できるところは畦間に灌水する。

凍霜害時は、不織布、ビニール、保温マット等の資材で被覆または保温する。強い降霜があった場合は、すぐに日光に当てずに、遮光して徐々に融凍する。また、露地では散水してとかす。果菜類等で側枝発生を図ることで、回復が見込まれる場合は、速効性肥料を施用する。回復する見込みのない場合は、再播種や転作する。

雨害時は、麦類は適期刈り取りと乾燥法の改善、早期収納に努める。

雪害（麦類）時は、融雪の促進を図り、融雪水の排水、速効性肥料の施用及び薬剤散布を行う。

（4）果樹園

水害の被害を受けた樹園地では、樹勢の維持回復に努めるとともに、樹が傾いたり、倒れたりした場合は、根が乾かないうちに速やかに起こし、土寄せして、支柱で支え回復を促進する。浸水、灌水している果樹園では、排水に努め薬剤散布を行う。

干ばつ時は、草生園は草刈りを行い、敷草による水分の蒸散防止及び灌水に努める。清耕園は除草をかね浅い中耕を行い敷草をする。晴天が続く時は薬害がでやすくなるので、農薬の種類、濃度に注意する。

霜害時は、自園における気温観測を降霜通報時に実行する。燃料器具資材である燃烧器、重油等を十分準備する。被害後は、人工授粉を励行する。種類によっては着果量が少ないと徒長枝が出やすくなるから、早期の芽かき、整枝に注意する。

（5）園芸等施設

被害を受けた作物の草勢の維持回復に努める。保温期間中の温室、ビニールハウス等の損壊が発生した場合は、被覆資材の張り替えやトンネル等を設置して保温に努める。

被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努める。

また、暖房機を稼働させるための電源や給水源等の確保に努める。

重油等の漏れがないか至急確認し、流出がある場合は直ちに汚染が広がらないように対策を講ずる。

5 畜産に関する応急技術対策

（1）関係施設等の対策

ア 畜舎

倒壊の恐れのある畜舎では、速やかに家畜を退避させる。家畜の退避にあたっては、誘導する人間の安全確保に努める。

退避した家畜については、当分の間簡易畜舎等を設置し収容するとともに、畜舎の改修等を順次進める。

イ サイロ

関係機関等と連携し、家畜に必要な飼料、飼料運搬の運行路の確保に努める。倒壊サイロでは、サイレージの腐敗防止に留意する。また、近隣の河川、湖沼、井戸等から取水するなどして、給水施設を確保する。

ウ 酪農関係機器

発電機の調達などにより、搾乳機械用の電源を確保する。また、関係機関と連携し、必要に応じて牛乳の集乳、処理、輸送等を近隣の県等に要請し、牛乳出荷先を確保する。

(2) 応急対策

ア 水害

- (ア) 家畜の退避と飼料の確保を指導する。
- (イ) 被害家畜の健康検査を実施する。
- (ウ) 状況に応じた飼料作物の管理を指導する。

イ 干害

- (ア) 給水施設を整備するとともに衛生管理指導を徹底する。
- (イ) 徒長した牧草類の早期刈りを指導する。

ウ 凍霜害

- (ア) 被害作物は直ちに収穫し、サイレージに調製するか、乾燥して貯蔵する。
- (イ) 発芽間もない牧草に関しては、てん圧を励行するよう指導する。

エ 冷害

- (ア) 牧草類に追肥を行い、生育の促進を図り、飼料作物類の生産不足を補わせる。
- (イ) 家畜の日光浴の励行を指導する。

オ 雪害

- (ア) 融雪水路の建設及び消雪資材の準備を指導する。
- (イ) 畜舎等施設倒壊防止のため除雪作業を促進する。

カ 火災

家畜を避難させ、畜舎の類焼を防止するよう指導する。

キ 病虫害

飼料作物の病虫害防除活動を推進し、被害地は更新、追播、追肥を行わせる。

6 家畜の伝染病の防疫及び死亡獣畜の処理

(1) 伝染病の発生の予防

家畜の伝染病の発生の予防、またはまん延を防止するため必要があると認められるときは、県に家畜の検査、注射または薬浴を要請する。なお、防疫措置として県の指導を得て家畜の所有者に対し、必要に応じ次の措置を講じさせる。

- ・患畜または疑似患畜の隔離、係留、移動の制限その他の措置
- ・殺処分または死体の焼却、埋却
- ・汚染物品の焼却等または畜舎等の消毒

(2) 死亡獣畜の処理

家畜の所有者は、家畜が伝染病により死亡した場合、死亡獣畜取扱場へ搬送する。

死亡獣畜取扱場及び化製場への搬送が不可能な場合は、県から死亡獣畜取扱場以外の埋却の許可等を受け、適正に処理する。

また、死亡獣畜が伝染病でない場合、家畜の所有者は、自らもしくは産業廃棄物収集運搬業者に委託して死亡獣畜取扱場及び化製場へ搬送し、適正に処理する。死亡獣畜取扱場及び化製場への搬送が不可能な場合、県は家畜の所有者に対し、死亡獣畜取扱場以外の埋却の許可等を行い、適切な処理を指導する。

所有者不明等の場合の死亡獣畜の処理については町が行うが、町で処理が困難な場合には、県に、必要な指導・助言、その他の支援を要請する。

第5 林産物業（農林建設班）

1 活動体制

林業に関する災害対策の総合的かつ一元的な体制を確立し、林業生産の安定を期するため、町は災害対策本部活動要領に定めるところにより、必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関と緊密な連携のもとに、災害対策を講じる。

2 応急対策

(1) 林産物の生産者・団体等は、その生産施設に生じた被害について応急対策を行う。

(2) 町、林産物生産者・団体等の災害応急対策については、地域における応急対策を実施する県に指導・助言を受ける。

第29節 二次災害・複合災害防止対策

《担当部局：総務班・各班・仙南地域広域行政事務組合消防本部・消防団・白石警察署・県・東北電力(株)
・液化石油ガス販売事業者・(一社)宮城県LPガス協会・東日本電信電話(株)》

第1 目的

二次災害とは、自然災害が生じた後、災害調査・人命救助などに伴う災害、土石流の災害地に入った救援隊が受けるおそれのある災害など二次的に生ずる災害を指す。

特に、東日本大震災のように広範囲にわたり発生した災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講ずる。

第2 二次災害の防止活動

1 町及び県または事業者の対応

- (1) 町及び県または事業者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン（電気、上下水道、ガス、通信施設）及び公共施設（道路、水路の啓開）の応急復旧を速やかに行う。
- (2) 県は、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止について町に助言等を行うとともに、ライフライン復旧時における火災警戒等については、町等事業者を指導する。
- (3) 消防職団員、水防団員、警察官、自衛隊員や町職員など、救難・救助・パトロールや支援活動に当たる関係機関職員についても、作業中の安全確保、二次災害被災防止に向けて努める。
- (4) 電気事業者は、垂れ下がった電線等への接触による感電事故、漏電による火災の発生防止等に向けて、電気機器及び電気施設の使用上の注意を広報し、あわせ被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (5) 水道事業者は、漏水による道路陥没等の発生、汚水の混入による衛生障害発生防止等に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (6) 下水道事業者は、漏水による汚染水の拡散防止、終末処理場被災による未処理水の排出に伴う環境汚染防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、下水道施設の使用の抑制などを広報し、あわせ被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (7) ガス事業者は、ガス漏洩による火災、爆発等の発生防止に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みや復旧時の使用上の注意など報道機関等の協力を得て周知する。
- (8) 電気通信事業者は、重要通信の確保、通信のそ通困難防止やふくそうの緩和等に向けて、応急復旧に努めるとともに、被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (9) 道路管理者等は、避難者の移動、災害時緊急車両や物資輸送車の安全確保に向けて、障害箇所の応急復旧により道路交通機能の確保に努める。

2 水害・土砂災害

(1) 二次災害防止施策の実施

降雨等による浸水個所の拡大等水害災害等に備え、二次災害防止施策を講じる。

特に地震による地盤沈下があった地域では、破堤箇所からの浸水等の二次災害の防止に十分留意する。

(2) 点検の実施

町及び県は、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、伸縮計などの観測機器の設置や雨水侵入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備などの応急対策を行う。

また、町は災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

また、県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、町が適切に避難勧告等の判断が行えるよう土砂災害に関する情報を提供する。

3 土砂災害警戒情報

仙台管区气象台及び県は共同で、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施する。

4 爆発危険物等

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。

5 有害物質等

町及び県または事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第3 風評被害等の軽減対策

- 1 町及び県は、災害等による被災地に関する不正確な情報や流言が原因となり、復興の妨げとならないよう、風評被害等の未然防止または影響の軽減を図るため、被災地域の被害状況、復旧・復興状況等の正確な情報の発信に努める。
- 2 放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、観光業、農林水産業及び地場産業の商品等の適正な流通の促進を図る。

第30節 応急公用負担等の実施

《担当部局：総務班・仙南地域広域行政事務組合消防本部・消防団・白石警察署・自衛隊》

第1 目的

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋または物資を管理し、使用し、収用し、もしくは応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を図る。

第2 応急公用負担等の権限（総務班・仙南消防本部・消防団・白石警察署・自衛隊）

町長、警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官、消防職員、消防団員、知事の応急公用負担等の権限は次のとおりである。

1 町長

町長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認める場合、次の措置を取ることができる。また、知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。

- ・町の区域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用し、または土石、竹木その他の物件を使用し、もしくは収用すること。
- ・災害を受けた工作物または物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとること。
- ・町の区域内の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させること。

2 警察官・災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

警察官・災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長もしくはその職権の委任を受けた町の吏員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったときは町長の職権を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

3 消防職員・消防団員

消防職員、消防団員は次の施設、土地、家屋若しくは物資を管理、使用または収用することができる。

- ・火災が発生し、または発生しようとしている消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、またはその使用を制限すること。
- ・火災の現場付近にある者を、消火若しくは延焼の防止または人命の救助、その他の消防作業に従事させること。
- ・延焼のおそれがある消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、またはそ

の使用を制限すること。（消防長、消防署長のみ）

- ・上記に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物並びに土地を使用し、処分し、またはその使用を制限すること。（消防長、消防署長のみ）

4 知事

県の区域に係る災害が発生した場合において、次の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令、または保管命令を発し、施設、土地、家屋もしくは物資を管理、使用または収用することができる。

- ・被害者の救援、救助その他保護に関すること。
- ・災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。
- ・施設及び設備の応急復旧に関すること。
- ・清掃、防疫その他保健衛生に関すること。
- ・犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に関すること。
- ・緊急輸送の確保に関すること。
- ・その他災害発生を防ぎよまたは拡大防止のための措置に関すること。

5 指定地方行政機関の長

応急措置を実施するために特に必要があると認めるときは、防災業務計画の定めるところにより、応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管もしくは輸送業者等に対しその取り扱う物資の保管を命じ、または必要な物資を収用することができる。

第3 公用令書の交付（総務班）

従事命令、協力命令、保管命令により、施設、土地、家屋または物資の必要な処分をする場合は、その所有者、占有者または管理者に対し、知事、町長または指定地方行政機関の長は、公用令書を交付して行わなければならない。

1 公用令書の記載事項

公用令書には、次の事項を記載しなければならない。

- （1）公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- （2）当該処分の根拠となった法律の規定
 - ・従事命令にあつては、従事すべき業務、場所及び期間
 - ・保管命令にあつては、保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間
 - ・施設等の管理、使用または収用にあつては、管理、使用または収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間または期日

2 公用令書の変更または取消

知事は、公用令書を交付した後、当該公用令書にかかる処分を変更し、または取消したときは、

速やかに公用変更または公用取消令書を交付しなければならない。

第4 損失補償及び損害補償等（総務班）

県は、従事命令により応急措置の業務に従事した者に対し、別に定めるところによりその実費を弁償しなければならない。また、従事命令により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または廃疾となったときは、別に定めるところにより、その者またはその者の遺族もしくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

知事は、応急公用負担等の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第31節 ボランティア活動

《担当部局：健康福祉班・七ヶ宿町社会福祉協議会・みやぎ災害ボランティアセンター・日本赤十字社宮城県支部》

第1 目的

大規模災害時の災害応急対策及び復旧・復興期においては、多くの人員を必要とするため、町及び県は、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策、復旧・復興対策を実施する。

その際、七ヶ宿町社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつける災害ボランティアの活動を支援、調整し、被災住民の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、行政が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応する。

第2 災害ボランティアセンターの設置（健康福祉班）

ボランティアの受け入れ調整組織としては、七ヶ宿町社会福祉協議会が中心となって、NPO法人みやぎ災害ボランティアセンターと協働し、日本赤十字社宮城県支部、災害ボランティア関係団体等とも連携を図り、活動を展開する

なお、ボランティアの受入れに際しては、活動中の安全が確保されるよう配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行う。

1 七ヶ宿町災害ボランティアセンター

七ヶ宿町社会福祉協議会が中心となって、七ヶ宿町災害ボランティアセンターを設置し、基幹的ボランティアセンターとして、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。

2 県災害ボランティアセンター

宮城県社会福祉協議会とNPO法人みやぎ災害救援ボランティアセンターが中心となって設置し、全国社会福祉協議会等の応援も得ながら、町災害ボランティアセンターの体制整備と運営を支援し、被災市町村間のボランティアの調整等を行う。

なお、被災の規模により、必要に応じて、県災害ボランティアセンターの支部を町災害ボランティアセンターの後方支援拠点として設置する。

3 日本赤十字社宮城県支部、ボランティア関係団体等との連携

七ヶ宿町災害ボランティアセンターは、被災地に現地入りする日本赤十字社宮城県支部及びボランティア関係団体等との連携を図るとともに、これらの者の活動をできるだけ支援する。

4 ボランティアセンター設置に関する行政の支援

町及び県は、ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

町は、七ヶ宿町災害ボランティアセンター、県は、県災害ボランティアセンターの設置・運営について、必要に応じ次の支援を行う。

- ・ 災害ボランティアセンターの場所と資機材の提供や貸与
- ・ 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成
- ・ 職員の派遣（県は七ヶ宿町災害ボランティアセンターへの職員派遣についても支援を行う。）
- ・ 被災状況についての情報提供
- ・ その他必要な事項
- ・ 日本赤十字社宮城県支部、ボランティア団体等との連携

第3 一般ボランティアとの連携（健康福祉班）

町及び関係機関は、ボランティアセンター等を活用し、一般ボランティアと連携し、円滑な応急活動を実施する。一般ボランティアの主な活動内容は次のとおりである。

- ・ 避難所の運営
- ・ 炊き出し、食料等の配布
- ・ 救援物資等の仕分け、輸送
- ・ 要配慮者等の介護補助
- ・ 清掃活動
- ・ その他被災地での軽作業

第4 専門ボランティアとの連携（健康福祉班）

町は、県と連携し、専門ボランティアを受け入れ、円滑に組織的な専門ボランティアの活動ができるよう、必要な情報等の提供に努める。専門ボランティアによる主な活動は、次のとおりである。

- ・ 救護所等での医療、看護、保健予防
- ・ 被災宅地の応急危険度判定
- ・ 被災建築物の応急危険度判定
- ・ 砂防関係施設診断
- ・ 外国人のための通訳
- ・ 被災者へのメンタルヘルスケア
- ・ 高齢者、障がい者等への介護
- ・ アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- ・ その他専門的知識が必要な業務

第32節 災害種別応急対策

《担当部局：総務班・農林建設班・仙南地域広域行政事務組合消防本部・消防団・白石警察署》

第1 火災応急対策（総務班・仙南消防本部・消防団・自主防災組織・婦人防火クラブ・事業所・住民）

1 目的

災害発生時には、消防機関は、町、県はもとより住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、被害を最小限に食い止めるため、全機能を挙げて、延焼拡大防止措置等を行う。

2 消火活動の基本

火災による被害を防止または軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、火災発生直後の初期消火及び延焼拡大防止措置を行い、また、各防災関係機関は、火災発生直後あらゆる方法により住民等に延焼拡大防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

（1）消火活動の基本

消火活動に当たっては、火災の状況が消防力を下回るときは、先制防ぎょ活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは次の原則に基づき選択防ぎょにより行う。

ア 重要防ぎょ地区優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。

イ 消火有効地域優先の原則

警防区設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、火災有効地域を優先して消火活動を行う。

ウ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎょ上必要な消火活動を優先する。

エ 火災現場活動の原則

（ア）出場隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

（イ）火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。

（ウ）火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

3 消防機関の活動

（1）消防本部の活動

消防本部の長は、消防署（所）及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡を取り、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、各消防機関で作成している「消防計画」に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

ア 初期における情報収集体制

火災発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要なことであるから、有線及び無線等の通信施設のみならず、ヘリコプター、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。

イ 火災の初期消火と延焼防止

火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に務め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

ウ 道路通行障害時の対応

警防区設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、火災有効地域を優先して消火活動を行う。

エ 消火有効地域優先の原則

災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

(2) 消防団の活動

消防団は、火災が発生した場合、町で定めている消防計画、行動計画等に基づき、管轄消防本部の消防長・消防署長の指揮下に入り、消防隊または住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火に当たる。

ア 火災情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡を取り、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

イ 避難誘導

避難の指示・勧告が出された場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。

4 事業所の活動

(1) 火災が発生した場合の措置

ア 自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報する。

イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(2) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

5 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には安全な範囲内で以下の活動を行う。

(1) 火気遮断の呼びかけ・点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

6 住民の活動

(1) 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の汲みおきの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

(3) 通電火災の防止

被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。

7 町の措置

町は、地域防災計画に基づき、消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるようにするため、万全を期するように努める。

8 その他の応急対策

上記以外の応急対策については、前節までの各応急対策を準用する。

第2 林野火災応急対策（総務班・仙南消防本部・消防団・自主防災組織）

1 目的

林野火災発生時においては、地理的な状況から消火が困難となる場合が多いため、町及び消防機関は関係機関と連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかに情報を収集し、状況分析を行い、必要に応じて広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

また、二次災害の防止を図る等、被害の軽減を図ることを目的に諸対策を講じる。

2 林野火災の警戒

火災警報の発令等林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地区住民及び入山者に対して警火心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

(1) 火災警報の発令等

町は、火災気象通報を受けたとき、または、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入山者への通知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等、必要な措置を講ずる。

(2) 火災警報の周知徹底

火災警報の住民及び入山者への周知は、サイレン、掲示標等消防信号による周知及び広報車による巡回広報のほか、防災行政無線、テレビ、ラジオ、有線放送等を通じ、周知徹底する。

3 避難誘導

火災の拡大等により、住民の避難が必要となった場合、町は、消防団等と協力し、避難誘導を行う。

【参照】第3章災害応急対策計画 第13節 避難活動

4 林野火災の防ぎよ

火災発生時の通報通信連絡体制、消防隊の編成、指揮系統及び消防戦術を整え、関係機関が、一致協力して林野火災の鎮圧に当たる。

(1) 火災通報及び通信体制

消防本部は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、直ちに、最寄りの消防署等の出動を指令するとともに、関係消防団の出動を要請する。これと並行して宮城県（消防課）、森林管理署、警察署、地方振興事務所等の関係機関に通報する。

地区住民及び入山者に対する伝達は、防災行政無線、サイレン、有線放送、広報車等により行う。

(2) 消防隊の編成及び出動区分

林野火災が発生した場合、消防本部、消防団、自主防災組織等の消防関係機関は、一致協力して林野火災の鎮圧にあたる。

消防職員及び消防団員をもって消防隊を編成し、消防長または消防署長（以下「消防長等」という。）の所轄下のもとに林野火災の防ぎよを担当する。隊の編成は、地域の実情に応じて中隊、小隊及び分隊とし、それぞれに隊長を置く。

消防隊の出動区分は、通常出動及び総員出動とする。通常出動とは、消防職員または消防団が、出火地点または延焼区域を含む防ぎよ区の隣接区域等に限って出動するものをいう。総員出動とは、消防職員及び消防団の全部を出動させるものをいう。

(3) 相互応援協定及び広域消防応援による要請

火災の規模が町の消防体制では防ぎよが困難と認められる場合、町長は、協定締結市町村、県に応援要請等を行う。

【参照】第3章災害応急対策計画 第8節相互応援活動

(4) 自衛隊の災害派遣要請

火災の状況が進展、拡大し、隣接市町村等の応援によっても防ぎよが困難である場合、自衛隊災害派遣要請を行う。

【参照】第3章災害応急対策計画 第10節自衛隊の災害派遣

(5) 現地指揮本部の開設

火災が拡大し、総員出動等通常の指揮体制では円滑有効な応急対策が困難な火災の場合は、消防長等は現地指揮本部を設置し、消防長等が本部長となり総指揮をとる。

火災の区域が、二以上の市町村または広域消防事務組合（消防事務組合または消防事務を所管する

広域行政事務組合をいう。)の区域にまたがる場合の本部長は、当該消防長等の協議で定める。

現地指揮本部は、火災の状況及び防ぎょ作業の状況が把握できる場所に設置するよう努める。

現地指揮本部には、総合通信体制を整えるとともに、必要に応じ予備隊、補給隊、救護隊を置く。

(6) 災害対策本部の設置

火災の状況が進展、拡大し、町長が必要と判断した場合、町は災害対策本部を設置し、組織的な応急対策を実施する。

【参照】第3章災害応急対策計画 第6節 災害対策本部の設置等

(7) 消火方法

初期消火は、叩消し、踏消し、覆土、散土、散水等により消火する。緩慢火災は、樹冠火には伐開防火線、地表火には掻起防火線、剥取防火線、焼切防火線等の防火線の設定を併せて実施するほか、状況に応じ、迎火消火及び化学消火薬剤を使用する。

激烈火災の場合は、火勢の状況、地況、林況、気象及び防ぎょ力等を考慮し、適切な消火方法により火災を鎮圧する。

なお、飛火、残火処理に留意する。

(8) 空中消火の要請

ヘリコプターによる空中消火の実施は、次の場合要請することができる。

ア 地形等の状況により、地上の防ぎょ活動が困難な場合

イ 火災規模に対して地上の防ぎょ能力(応援協定に基づく応援隊及び自衛隊地上災害派遣部隊含む)が不足または不足すると判断される場合

ウ 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態の発生が予測される場合

なお、空中消火資機材の使用については、「宮城県空中消火用資機材運営要綱」(平成16年4月1日施行)の定めるところによる。

5 町の措置

町は、地域防災計画に基づき、消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるようにするため、万全を期するように努める。

6 二次災害の防災活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性が高いため、関係機関は、機能を失った森林に原因する二次災害の発生予想・影響を検討し、必要な措置を講じる。

第3 危険物等災害応急対策(仙南消防本部・施設管理者)

1 目的

災害により危険物施設等が被害を受け、危険物等の流出、その他の事故が発生した場合は、県及び消防機関は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応

急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、町は、施設責任者、防災関係機関と相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

2 住民への広報

町、県及び危険物施設等の管理者は、災害の被災による事故の情報の速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにしその対応策を的確に伝える。

また、処理に対する作業の進捗情報を整理し広報するとともに、住民等から数多く寄せられる、問い合わせ、要望、意見などに適切な対応を行える体制を整備する。

3 危険物施設

(1) 陸上における消防機関の応急対策

石油類等危険物保管施設の応急措置については、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- ・ 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止
- ・ 施設の応急点検と出火等の防止措置
- ・ 混触発火等による火災の防止措置
- ・ 初期消火活動
- ・ タンク破損等に係わる流出等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ・ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置
- ・ 防災関係機関との連携活動

【資料7-1】危険物関係施設

(2) 災害発生事業所等における応急対策

ア 大規模な危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、速やかに所轄消防署、関係市町及び関係機関に通報するとともに、現場付近の者に対し注意喚起を行う。また、必要に応じ、付近住民に避難するよう警告する。

イ 危険物の排出があった場合、自衛消防隊、その他の要員により次の消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業等の応援協力を求める。

- (ア) 損傷箇所の修理を行う。
- (イ) 損傷タンク内の危険物を他の損壊していないタンクへ移送する。
- (ウ) 薬剤等により、排出された危険物の処理を行う。
- (エ) 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。
- (オ) 消火準備を行う。

ウ 消防機関に対し、爆発性、引火性物品の所在施設及び災害の様態を報告し、その指揮に従い、積極的に消火活動を実施する。

4 高圧ガス施設

高圧ガス製造・販売・貯蔵等の事業者は、災害発生後、速やかに緊急点検等を行い、被害が生じてい

る場合は、応急措置を行い、被害拡大の防止に努める。

県は、災害の規模・態様、付近の地形、ガスの種類、気象条件等を考慮し、消防機関、宮城県地域防災協議会防災指定事業所並びに宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連絡をとりながら、迅速かつ、適切な措置が講じられるよう調整、指導、助言する。

県は、災害の発生の防止または公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、高圧ガスの製造、販売・貯蔵等の事業者及びその他の取扱者に対し、必要な命令、禁止その他の措置をとる。

関東東北産業保安監督部東北支部は、災害の発生の防止または公共の安全の維持のための必要があると認めるときは、高圧ガスの製造業者、販売業者その他の取扱者に対し、必要な命令、禁止その他の措置を取る。

【資料8-5】液化石油ガス取扱施設

5 環境モニタリング

県は、有害物質の漏洩による環境汚染を防止するため、事業者に対し、有害物質を使用し、または貯留している施設等の点検を行うよう指示する。

また、破損等がある場合には、その応急措置の実施について適正な指示を行い、その実施状況を把握するとともに、災害の状況、工場等の被災状況に応じて、必要な下記の環境モニタリング等を実施する。

- (1) 公共用水域や地下水の水質等についてのモニタリング
- (2) 環境大気中の有害物質等のモニタリング

6 情報連絡通信及び広報

町、県及び防災関係機関は、被害の拡大を防ぐために各機関で保有する情報の交換を行い、周辺住民等に対する広報、避難について迅速かつ的確な行動をとる。

第4 航空事故応急対策（総務班・仙南消防本部・消防団・白石警察署）

1 目的

航空機事故等による災害から乗客及び地域住民等を守るため、防災関係機関との緊密な協力のもとで応急対策を実施し、被害の拡大を防ぎ、または被害の軽減を図る。

2 事故の通報

町が航空機事故の発生を知った場合、または町へ住民等から通報を受けた場合は、町は県及び関係機関に通報する。

3 避難誘導

航空機事故により、住民の避難が必要となった場合、町は、消防団等と協力し、避難誘導を行う。

【参照】第3章災害応急対策計画 第14節 避難活動

4 消火活動

航空機事故により火災が発生した場合、町、県、消防関係機関は協力し、消火活動を実施する。また、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。なお、消火活動にあたっては、引火性が高い航空燃料等に十分留意し、二次被害の防止に努める。

5 救助活動

多数の負傷者が発生した場合、町、消防関係機関は、県、国、医療関係機関等と連携し、必要に応じて、救護所、被災者の収容所を設置し、救助活動を実施する。また、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

【参照】第3章災害応急対策計画 第14節 避難活動

6 遺体等の搜索・収容

多数の死傷者が発生した場合、町、消防関係機関は、県、国、自衛隊等と連携し、死体の搜索を行い、必要に応じて、死体の収容所を設置し、死体の収容を行う。

【参照】第3章災害応急対策計画 第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬

7 災害対策本部の設置

多数の死傷者が発生する等、町長が必要と判断した場合、町は災害対策本部を設置し、組織的な応急対策を実施する。町災害対策本部は、県、国、航空事業者等の災害対策本部との連携を図り対応する。

【参照】第3章災害応急対策計画 第6節 災害対策本部の設置等

第5 道路災害応急対策（総務班・農林建設班・仙南消防本部・消防団・白石警察署）

1 目的

大規模な道路災害により負傷者等が発生した場合や、道路の機能に著しく支障が生じた場合は、道路管理者及び防災関係機関は、密接な連携を確保して、速やかな応急対策を講ずる。

2 被災状況等の把握

道路管理者は、災害発生直後にパトロール等の緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合には、速やかに関係機関に通報するなど、所要の措置を講ずる。

また、維持管理委託業者等を指揮して、被害情報の収集に努める。

3 負傷者の救助・救出

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関は連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

4 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、警察と連携し、交通の確保に努める。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

5 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、要所の応急措置を講じるとともに、警察と連携し、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

6 情報の収集・連絡体制の整備

道路管理者は、関係機関相互間において、夜間、休日の場合等においても対応できる情報の収集・連絡体制の整備を図る。